

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和5年3月9日(木)午前10時

○場 所 伊東市役所第1委員会室

○出席委員 6名

1 番	鈴木 絢子 君	2 番	長 沢 正 君
3 番	杉 本 憲也 君	4 番	中 島 弘道 君
5 番	佐 藤 龍彦 君	6 番	田久保 眞紀 君

○出席議員 4名

議 長	宮 崎 雅 薫 君	議 員	重 岡 秀 子 君
議 員	篠 原 峰 子 君	〃	杉 本 一 彦 君

○説明のため出席した者 12名

健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部社会福祉課長	稲 葉 祐 人 君
同 高 齢 者 福 祉 課 長	齋 藤 修 君
同 子 育 て 支 援 課 長	石 井 弘 樹 君
同 健 康 推 進 課 長	大 川 貴 生 君
教 育 長	高 橋 雄 幸 君
教育委員会事務局教育部長	岸 弘 美 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	相 澤 和 夫 君
同 教 育 指 導 課 長	関 野 耕 一 君
同 幼 児 教 育 課 長	山 下 匡 弘 君
同 生 涯 学 習 課 長	杉 山 宏 生 君
市 民 部 市 民 課 長	大 川 雄 司 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長	富 士 一 成	係 長	鈴 木 綾 子
主 事	福 王 雅 士		

○会議に付した事件

- 1 市議第35号 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 市議第39号 伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 3 市議第40号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 4 市議第41号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 5 市議第59号 令和5年度伊東市介護保険事業特別会計予算
- 6 市議第61号 令和5年度伊東市病院事業会計予算
- 7 市議第54号 令和5年度伊東市一般会計予算歳出所管部分
- 8 令和5年度における常任福祉文教委員会所管事務調査の継続調査について

○会議の経過概要

○委員長（中島弘道君）開会する。

○委員長（中島弘道君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようにお願いします。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、何ページの何の事業についてなどの一言を添えていただくよう、協力をお願いします。

○委員長（中島弘道君）日程第1、市議第35号 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）まず、議案参考書1ページ、2番目の改正の概要(1)で、今回追加される4つの事務の対象となる人数はそれぞれどのようになると見込んでいるのかを伺う。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）所管ごとにお答えする。

アの生活に困窮する外国人の保護に関する事務は、令和5年1月現在、生活保護世帯数が2,092世帯、生活保護受給者数が1,316人、そのうち外国人がいる世帯が20世帯で外国人が21人となっている。今、医療機関に行く場合には窓口において資格の確認、通常、保険証を出して国民健康保険、後期高齢、社会保険を確認するが、生活保護世帯の方の場合には医

療券、役所が発行する書類を医療機関に提出してもらう事務がある。これが国の法改正により、令和6年3月からはマイナンバーカードを用いて資格確認ができることになる。

外国人が21人いると話したが、今、保護者の7割ぐらいが通院など、医療にかかっている状況である。また、マイナンバーを持っている方が半分もいないので、対象者は21人いるが、実際にこの制度を使うようになる方はもう少し少なくなってくるかを見込んでいます。

この障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する事務は、障害者総合支援法に基づき、地域で障害福祉サービス、補完するサービスとして地域生活支援事業という事業、具体的には医療支援、障がい者の外出に付き添うものとか、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具給付事業、紙おむつとかストーマ、特殊寝具、寝具等への助成がある。その利用件数も、移動支援では年間30件ぐらい、日中一時支援は年間100件ぐらい、あと、日常生活用具給付事業は年間延べ2,000件ぐらいである。市民については、申請の際に課税所得がある方は上限額の5%を自己負担で、非課税の方は自己負担がない。申請の際には非課税かを確認するが、その際に、市民の場合には本人から同意をもらい税情報を市で確認している。ただ、転入者の場合には市が課税情報を持っていないので、転出元での税情報の書類を添付してもらっており、昨年度の実績としては転入が2件あったので、利用はそこそこあるが、それほど多くない。

次に、重度障害者（児）の医療費助成に関する事務は、重度の障がい者が医療費を軽減するために1か月当たり500円で移動の支払いが済むという県の制度であるが、非課税者の場合は県の事業の対象になる。課税者の場合には市の単独の補助となっているので、その確認をするために課税状況の確認が必要になる。年間1,360人が利用していて、転入者が37件なので、それほど多くない件数である。

○子育て支援課長（石井弘樹君）私からは、ひとり親家庭等の医療費助成について説明する。

ひとり親家庭等の医療費助成については、県の補助要綱等から、所得税がかかっているかかかっていないかという条件がある。また、本事業の子供の対象年齢は二十歳までとなっている。そのようなことから、まずは課税情報。市内にいれば本市の情報を使うことができるが、1月1日以降に例えば伊東市に転入された方の税情報は、その以前の自治体に情報があるため、所得証明等の添付を求めている。また、子供の対象年齢が二十歳までということもあり、例えば18歳を超えた場合に、進学等で新しく東京都に伊東市のほうから出ていく子供がいるかと思う。その場合には別居監護ということで、お母さんは伊東にいるけれども子供は東京にいるということにある。1月以降に転入してきた方は税情報、子供が進学等で市外に転出した場合は住民票の情報を取る必要があった。今までその方に対しては証明類の添付を求めている。

その中で、令和3年度、ひとり親家庭の対象人数は529人で、証明を求めた方はそのうち31人で、令和4年度1月末現在で、対象者502人のうち、証明類を求めた方は32人とな

っている。

○**3番**（杉本憲也君）丁寧な答弁、感謝する。そうすると、今回の条例改正は、伊東市に住民票がある方はアの事務を除いては特に変わることがないのかということであるが、移住、定住を見据えたときにはこの条例改正がすごく意味を持つということと、生活保護を受けている外国人で医療を受ける場合には非常に重要になってくる改正ということである。そうすると、社会福祉課長から答弁があったとおり、生活保護を受けている方のマイナンバーカードの取得がなかなか芳しくないということである。私もマイナンバーカードの作成の業務をいろいろしたが、そのときに市役所までカードを取りに行かなければならないということが現状の仕組みであり、なかなか体が不自由で市役所まで物理的に移動するのが困難だったり、経済的な事情で、遠方の場合、市役所まで行くお金がないので、申し込んだけれども諦めるという話も聞いている。今回の条例改正で事務の効率化、利便性を向上させるためには、マイナンバーカードの作成に支障が出ている現状では進んでいかないと思う。この点について、担当課と共にバックアップ、支援をしていく必要があるかと思うが、そういった連携状況とか今後の工夫はどういうことを考えているか。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）生活保護世帯にマイナンバーカードを所持してもらう必要があると考えているので、各ケースワーカーを通じて、保護世帯にはなるべく取るようにという働きかけはしていく。実態としては、高齢の方や障がいのある方、いろいろな方がいる。お金がないというケースはあまりないかと考えているが、そうでない実態はあるが、そうはいつでも、取るようにしたほうが便利になるということで、それは粘り強く働きかけを行っていきたい。

また、担当課の市民課とも連携してやっていこうという話をしているところである。

○**3番**（杉本憲也君）作ってもらう意思を持ってもらわないと作ってもらえないということで、その部分の周知をお願いするのは当然で、現状は、例えば市民課だと、本人限定郵便で、市役所まで取りに来なくても取れるような仕組みでのやり方を行っている出張相談もあるが、そういったことを今後、特に支援が必要な方については積極的に活用していくということではいいか。

○**市民課長**（大川雄司君）これまでもマイナンバーカードの作成支援については、マイナンバーカードを申請したいけれども障害等様々な理由によって申請することができないとか、申請したとしても市役所に取りに行けないとか、そういう相談をいただいている。その場合、障害者手帳の有無等にかかわらず、職員が個別に自宅に訪問して、申請補助端末を使ってウェブ申請のサポートを行っている。また、このような事情の方はマイナンバーカードを受け取りに本庁までお越しいただくことも困難なので、訪問先で本人確認書類を確認し、暗証番号を預かって、マイナンバーカードに暗証番号を記録した上で、郵送にてお届けしている。これらも福祉関係機関と連携を取りながら、申請を希望する方が申請機会を確保できるよう、支援を継続してい

く。

- **3番**（杉本憲也君）マイナポイントの対象期間は終わってしまったとはいえ、こういった新しい取組もあるので、ぜひ連携を取って積極的にお願いしたい。
- **5番**（佐藤龍彦君）今回は、国の法律でオンラインによる資格確認を導入して、生活保護の手続を少しやりやすくする、事務手続も簡素化できるということが狙いだと思うが、今回、国からの通達で、生活に困窮する外国人であったり障害者総合支援法に基づく人を限定して、マイナンバーカードを取得しようという形になったのか、その通達の趣旨は届いているのか。
- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）アの生活に困窮する外国人の保護に関する事務については、国の施策として進めるもので、各世帯に対して勧めるように、そういう通知が出されている。それ以外のイからエの業務は、今回併せて窓口利用できるように検討したが、今現在、個人情報独自利用できる事務というのが国から例示されていて、それをほかの市町村の状況も見ながら、各課には情報提供している。今回こういうものがあるということで、各課で検討して、この事務が上がってきたということになる。
- **5番**（佐藤龍彦君）分かった。

今回、マイナンバーカードを保険証等、医療の助成にひもづけるような形にすることの国の狙いもあると思う。その辺は自治体に対して何か指示はあったのか。
- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）現時点では紙ベースのやり取りをなるべくやめていこうというのが出て、国のデジタル化の施策の一つに位置づけられている。それと、市で今発行している1枚の紙の医療券がまずあるかと思う。あと、マイナンバーと連携して、生活保護者の医療情報を集約できるようになると思うので、現時点では示されていないが、医療状況を分析して、健康管理とか医療費の削減に活用していくということは言われている。
- **5番**（佐藤龍彦君）医療券が今まで紙ベースで、病院にかかりたいというときに市役所に医療券を取得にしに来る。そういった二度手間、三度手間を、マイナンバーカードを提示することによって、生活保護世帯が病院に行きたいときに病院にかかれるというのを簡単にできるようにするのが狙いかと思う。

この場合、例えばオンライン資格確認を導入している医療機関は市内に、また県内にどのぐらいあるのかは把握されているのか。
- **健康推進課長**（大川貴生君）マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関は、国のホームページ等に定期的にアップされていて、2月26日時点で、市内の医療機関では市民病院も含めて20医療機関、そのほか、歯科の医療機関では12医療機関、薬局では26の機関で利用が可能ということで登録がされていることを確認している。
- **5番**（佐藤龍彦君）例えば、今まで生活保護受給者がかかっている病院がその20の医療機

関で網羅されているというか、カバーされているのかどうかは確認できているのか。

- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）生活保護の方が受診できる医療機関は指定されているので、どこ
の病院でも受けれるようになっていないが、制度に合わせて、国から協力せよという話がある。
状況についてはまだ把握はできていないが、来年の制度の施行されるまでの間には確認して、
今まで行っていただけでも行けなくなったとか、それは本人には伝えられるよう準備していき
たいと思っている。
- **5番**（佐藤龍彦君）この制度自体が来年度以降になると思うが、この場合、マイナンバーカー
ドを普及させたい国の思惑と、なかなか普及率が伸び悩んでいるところで、生活保護世帯とか
ひとり親家庭、ある意味私には狙い撃ちのようにしか見えないが、そういった国の思惑という
のは通達にはないと思うが、そのようにしているように見えるときに、市としては、国から来
ているからやらざるを得ないというのが実際のところなのか。そこら辺はいかがか。
- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）委員の指摘のとおり、国からやるようにということで来ている部
分で、制度をできるようにするために補助制度も設けているので、保護世帯の方に対する不利
益にもつながる可能性があるから、それは市としても国の支援に従って利用を勧めていく。
- **5番**（佐藤龍彦君）マイナンバーカードに関して、個人情報カードのICチップの中に集約
していく形になるが、個人情報保護の観点でいくと、前回、クラウドのほうに保管されていく
という話があったが、ファイアウォール的な、流出がないのかどうかというのは、どのぐらい
の信用性があると感じているのか、その辺を伺ってもいいか。
- **市民課長**（大川雄司君）基本的な4情報、氏名、生年月日、住所、性別はICチップの中に入
っている。預金口座に幾ら入っているとか、どういう病気を持っているとか、そういうセンシ
ティブなものはカードの中には含まれていない。各機関にあるデータのところにアクセスす
るためのカードであり、カード自体の内容については、そういうセンシティブなものは含まれて
いない。
ファイアウォールとかの話は技術的なところで、国から説明があったかと思うが、私のほう
はこういうシステムということなどは、信憑性についても100%信じないとか、全幅の信頼
とか、そこまでの話を私のほうでも言えることではないので、そんなことで理解いただきたい。
- **5番**（佐藤龍彦君）もう1点、マイナンバーカードに関して、自分は作っていないので全然分
からないが、生活保護の方はこの色とか、ひとり親家庭はこの色とか、障がい者はこういう色
ということで、カードの見た目とか色とかで種類分けはされていないということでもいいのか。
- **市民課長**（大川雄司君）おっしゃるとおり、そういう情報は私どもでは持っていないので、色
分け等で判断されるようなことはない。
- **5番**（佐藤龍彦君）最後、1点、ひとり親家庭への医療費助成は、子供の医療費無償化という

ことで18歳までの医療費が無償化になったことで、ひとり親家庭の医療費助成というのは親の医療費の助成になると思う。今までは多分、かかった医療機関の窓口でまず実費で払って、その後助成されるという形になるが、助成されるためには手続を必要としている。それが簡素化されるということでいいのか、もう一度その辺を確認する。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）今回、マイナンバーを活用して、市が情報を持っていないものを、今までは証明を求めていたが、今回の手続をすることによって、マイナンバーの情報連携をすることによって他の自治体の情報をもろうというような手続になる。それをやることによって、今までは所得証明、住民票等を求めていた部分が、例えばその手間がなくなる、手数料が要らなくなる。証明を取る必要がないので費用の削減、市にとっては審査まで、証明を取ってきてもらう部分で停滞する時間があったが、それがなくなったことによってスムーズな審査ができるというようなメリットがあると考えている。

○**委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○**5番**（佐藤龍彦君）国の法律の改正によってこういう条例を改正していかなきゃいけないということは理解する。また、マイナンバーカードを提示することで、持っている方の手続が簡易化されていくことは、これからデジタル化が進む中でとても大切というか、簡易になるのはとても大事なことかなと思うところではあるが、とはいえ、全国の普及率が74.7%ぐらいで、それほど普及していないところで今回、生活保護受給者とかのところに狙い撃ちするような強引な取得のさせ方に対しては懸念が残るところと、やはりまだマイナンバーカードの個人情報の流出に対して信頼性がない中で、まだ時期尚早ではないかという判断で、反対する。

○**委員長**（中島弘道君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第35号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（中島弘道君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（中島弘道君）日程第2、市議第39号 伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

- **3番**（杉本憲也君）議案参考書15ページ、改正の概要(1)にある体罰の禁止という部分について、今回、条例改正の基になる根拠法を見ても体罰の定義について明確な記載がないので、改めて、この条例において体罰とはどのような定義であるのか、また、体罰か否かの判断の目安となる具体的な基準や想定事例などを示してもらいたい。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）体罰とは、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為で、どんなに軽いものであっても体罰に該当するとしており、例えば言葉でさんざん注意したけれども言うことを聞かないので頬をたたいた、大切なものにいたずらをしたので長時間正座をさせた、宿題をしなかったので夕飯を与えなかったなどを具体例として考えている。
- **3番**（杉本憲也君）今言われたことは絶対にあってはならないことだと思うが、今回の改正のきっかけとなった懲戒権については、一定程度こういった部分については認められていた過去があるやに聞いている。今回、こういった形でこれが絶対駄目だということになるが、その部分について、新しい情報、新しい制度の代わりになるので、この点について、職員の方はもちろん、保護者の方も含めてしっかりとした周知が必要かと思うが、その周知方法等について何か考えがあれば聞きたい。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）現場については、毎月、保育園長会を開催しているので、そのあたりで周知をするとともに、保護者等への周知については、それを受け、園からお便りを発出するなどの方法で周知していく。
- **3番**（杉本憲也君）そういった形で周知をいただけるとのことであるが、今回、条例改正で影響が出る施設の数や人数まで分かれば教えていただきたい。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）施設数になるが、全て合計すると22施設。内訳は、保育所が9施設、幼稚園9園、認定こども園1園、小規模保育施設3園になる。人数については承知していない。申し訳ない。
- **3番**（杉本憲也君）いずれの施設も子供にとって大切な施設であるので、ぜひとも漏れがないようにお願いしたい。

もう一つ、議場でも質疑があったが、改正前の第26条というのがある。今回、懲戒に係る権限の濫用禁止が削除になったが、制定当時は、これを濫用してはいけないということを反対解釈すれば、必要に応じて、こういったことも認められたということである。こういった懲戒が、何かしらの理由で必要性が高いのであったと思うが、こういった懲戒の必要性について、施設の管理に関してはどういった必要性があったのかを伺うとともに、この規定の廃止により、当然、必要性があったのでルールがあったわけで何かしらの効果が出ていたが、今回、それが

なくなってしまうことによって生じるリスクとか、リスク回避のために別の対策を何か立てているのか。そのあたりについてお聞かせ願いたい。

- **幼児教育課長**（山下匡弘君）まず、委員おっしゃるとおり、かつて民法では親権者の子の利益のために監護及び教育をする権利を有し、義務を負い、そのときに監護、教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるかとされており、反対解釈になるが、それが施設の管理者にも必要であると。例えば言うことを聞かないので、いわゆる虐待ではなく、必要な範囲内で廊下に立っていなさいということにつながっていったのかと思われるが、そもそも懲戒権が民法上でなくなってしまったというところ。これを受けて改正前第26条では、特定教育・保育施設の管理者が児童福祉法第47条の規定で、子供の福祉のために必要な措置を取るときは民法で親権者に認められた懲戒権を濫用してはいけないという規定になっていた。これが改正によってなくなったわけであるが、こちらによって、施設者の保育に当たって苦痛や不快感を意図的に持たされないような、いわゆる懲戒を使わない保育に通じるということで健全な心身を保育するような環境が出来上がっていくのではないかと考えている。
- **3番**（杉本憲也君）今ご答弁いただいたとおり、手を上げたりとか、それが一番手っ取り早いですが、しっかりと向き合っている意味説得し、理解していただきながら子供が成長していくことが求められるとなると、現状、各保育施設で職員の方が圧倒的に足りてないという状況の中で、絶対体罰はいけないが、こういった、より時間をかけてじっくり向き合う場所や時間をつくるのが行政の管理する側から求められると思う。そういった職員の方の負担軽減、子供と向き合える時間をより長く持てるような工夫や今取り組んでいることについて伺いたい。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）我々が管理する公立保育園においては、この後出てくるかと思うが、ICTの導入がある。それによって、今まで事務として手作業でやっていたこと、保育として手作業でやっていたことをICT化することによって生み出した時間を子供に向けるような時間に充てていく、このような形で保育士の子供に向き合う時間を確保していきたいと考えている。
- **3番**（杉本憲也君）ここの部分、大きな改正になって、現場にはある種のゆとりを求めるようなことになる。一方で殺伐とした職場のままで放置して、そこに対するケアについて十分現場に説明がなければ、やっぱり押しつけられたということで、これが有名無実化してしまうおそれもあるので、両輪として、しっかりとそこの職員の方、職場の働きやすい環境づくりのケアとともに、こちらの周知を図っていただきたいと思いますと思うが、いかがか。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）私立園についても、不適切保育については、昨年末に静岡県が提供した不適切保育に関するZOOMによるビデオ指導も行われており、世の中では不適切保育について報道をにぎわす部分があったりする。そういうところでは、こちらとしても園長会を

通じて、例えばICTではなくても、ほかの方法、模索による子供に向かう、向き合う時間の創出などを園に示しながら望ましい保育が提供できるように伊東市、保育園一丸となって頑張っていきたいと考えている。

- 5番（佐藤龍彦君）今の懲戒権に関してであるが、これまでに濫用禁止とはいえ、濫用せずとも懲戒権を行使した案件というのは報告があったのか。
- 幼児教育課長（山下匡弘君）これまでというところでは、私のほうでは把握していない。
- 5番（佐藤龍彦君）杉本委員が言ったように、保育士が圧倒的に足りない中で困り感というか、注意しなければいけない、向き合わなければいけないというときに、やっぱり1人、2人の先生が取られてしまうと、そのほかの子供たちに対する保育であったり、教育というものがおろそかになる可能性がある。先ほどのICTの導入は今後の話になると思うが、空く時間はどのぐらい想定されるのかというのは、現時点では試算されているのか。
- 幼児教育課長（山下匡弘君）ICT化により生み出される時間についてであるが、現状、まだ算定していない。今後行われていくことになるので、一遍に要るかという、そうでもないし、保護者の方たちも新たにそういうシステムを使いながら園とのやり取りがあるので、そこはかえって負担にならないような形で導入を進めていきたいと考えている。
- 5番（佐藤龍彦君）分かった。懲戒権、民法から削除されることになって、保護者のほうにも関わってくると思うので、今回、その先生たちもそうであるが、保護者と先生とのいわゆる交流できるような場というの、保育園では連絡帳ではやっていると思うが、面と向かって人と人とのつながり、関わり合いがまたそういった体罰が減っていくことにつながってくるだろうと思う。そういった交流なんかは今のところ考えられているのか。もしくは検討していく、その辺をお願いします。
- 幼児教育課長（山下匡弘君）この条例改正によって、新たに交流を行うというところはまだ検討していないが、委員おっしゃるとおり、実際に顔を合わせた保護者と保育者の話が体罰の減少、あるいはコミュニケーションの向上によりトラブルの解消に役立っていったと考えるので、その辺については園長会のほうでも検討させていただきたい。

- 委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第39号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手

を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第3、市議第40号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）今回の条例改正による影響を受ける事業者の数はどれぐらいになっているのか。また、それらの事業者については、全て伊東市が監督官庁となっている施設なのか伺う。

○幼児教育課長（山下匡弘君）これによって影響を受ける本市の事業者については小規模保育所の3施設になる。その3施設については伊東市が監督官庁となっている。

○3番（杉本憲也君）小規模施設であるので職員の数もかなり少ないところの中で、今回、新たに議案参考書の26ページにある改正の概要の(1)。これは後の議案と重複するので、ここでまとめて聞いてしまうが、改正の概要(1)の安全計画について、小規模施設であるとノウハウという部分も難しいと思うし、議場でも少し話題にはなっていたかと思うが、策定に係る本市の支援。ひな形をつくって支援していくということ、少し具体的なアプローチについて伺いたいのと、計画の実施状況については、誰がどのように策定を確認していくのか伺う。

○幼児教育課長（山下匡弘君）今の安全計画策定に関する支援については、既に県からひな形などが提供されており、園のほうには配付していく。また、問合せ等にも対応していくが、これらの事業は、既に保育所保育指針に基づく安全計画を策定済みで、ゼロベースでつくるのではないので、割と速やかにできるのではないかと考えている。また、小規模保育事業所には市の監査があるので、その際に実施状況の内容などをチェックさせていただくことになる。

○3番（杉本憲也君）監査に入るとのことで、ぜひ実効性のある計画かどうかという観点で監査をお願いしたい。

確認であるが、議案参考書27ページ、第7条の3第2項のバスの措置に関して、この条項の対象となる事業者は伊東市内にいるかということ。また、遠足等で、ふだんバスを持ってなくても一時的に交流する営業バスについても本規制の対象となり得るのかについて伺う。

○幼児教育課長（山下匡弘君）今、委員がおっしゃったのは第7条の3第2項に該当する送迎を目的とした自動車の運行を行う事業者の存在であるが、本市では送迎に自動車を利用しているところはない。また、遠足等で一時的に利用する営業バスが規制対象になるかについては、第7条の3に定める所在確認の部分に該当していき、所在確認は送迎用のバスに限らず、園内活動ほか、園児の移動のために自動車を運行する全ての場合が対象となることから本規制の対象

となっていく。

- **3番**（杉本憲也君）そうすると、今、マスコミでもかなり言われているバスにブザーをつける措置が必要になるかと思うが、遠足で使う、一般的に普通に運行しているバスについても、そういう措置のバスじゃないと使うことができなくなってしまうということになるのか。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）そういうバスを用いるということではなくて、営業用バスでどこかへ遠足へ行ったときには必ず降りる前、降りた後、何人いて、ちゃんと乗った数が降りた、帰りには一緒に遊んでいたお友達の数間違いなくそろっているという所在確認をした上でのバスの運行になるとのことで、そういうブザーを設置したような、降り残しのあることがないようなバスということではない。
- **3番**（杉本憲也君）分かった。点呼というのもしっかり確実にやっていくことで対応するということである。

議案参考書28ページも後の議案と重複するので、この部分について聞いてしまうが、第14条の2項は食中毒の関係だと思う。この制度趣旨について改めてお伺いしたいのと、こちらで定める訓練については、具体的にどのような訓練をどのような開催頻度で想定しているのか。また、さらに今回は努力義務にとどめたところについてのご説明をお願いしたい。

- **幼児教育課長**（山下匡弘君）今おっしゃった衛生管理に関する規定であるが、この規定は、従来、事業所内で感染症や食中毒が蔓延しないように必要な措置を講ずるとされていたが、今申し上げたのは、必要な措置の内容を研修と訓練、定期的な実施と明確化することで、より効果的な蔓延防止措置をするものである。訓練の具体的な内容としては、その季節に応じた感染症防止策の研修、あるいは嘔吐、下痢の流行期の吐瀉物の処理等が考えられ、感染の流行が想定される前に適切に実施されるものと考えている。

また、努力義務とした理由については、こちらでも衛生管理については保育所保育指針に既に規定されていること。また、当該規定については省令の参酌基準であり、現状の基準省令と同様の規定としているため、基準省令と同様の改定とさせていただいた。

- **3番**（杉本憲也君）努力義務とした経緯は理解した。ということは、今のご説明を聞くと、努力義務ではあるが、伊東市内の3施設については、研修を季節ごとにかなり頻度高くやっていくということでもいいか。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）開催頻度については、それぞれの園の実情により変わってきているが、伺ってみると、園内の看護師による嘔吐の処理をここでやるとか、インフルエンザのシーズンになれば、どういうことに気をつけましょうということをやっていると伺っている。
- **5番**（佐藤龍彦君）今回、条例改正は、先ほどの法律の観点から安全計画の策定を行わなければならないと、先ほどやっているよとのことであったが、定期的な見直しも行って、必要に応

じて安全計画の変更も行うことと第7条の2の第4項に定められている。そういったことも既にやられているとは思いますが、その辺の実情はどうなっているのか。

○**幼児教育課長**（山下匡弘君）安全計画については、これは施設の設備の安全点検であるとか、保育所の活動、取組における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への訓練や児童の安全確保に関する取組の年間計画がある。少なくとも年間計画であるので、新たな年度が来るときには新たな園児さんの状況、あとは保育所の状況を見ながら適時見直しをしているものと考えている。

○**委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第40号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（中島弘道君）挙手全員である。さよう決定した。

○**委員長**（中島弘道君）日程第4、市議第41号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○**5番**（佐藤龍彦君）内容としては、放課後児童クラブ、学童保育ということで安全計画の策定に向かうとのことであるが、今回、伊東小学校であったり、大池小学校も民間の委託という形になるが、そういった民間であっても、市に対しての報告義務であったりとか、策定した、見直ししたという報告義務を有するのだろうか。

○**幼児教育課長**（山下匡弘君）民間であろうと、今までの保護者会による受託者であろうと、安全計画については策定する義務を負うことになる。また、こちらのチェックについても、市として実際にどういう状況なのかは見させていただきたいと考えている。

○**5番**（佐藤龍彦君）バス送迎に関して、特定の放課後児童クラブではバス送迎を行っていると思うが、日常的に動くとなるとブザー等の設置が義務づけられるということでもいいのだろうか。その辺、確認させてほしい。

○**幼児教育課長**（山下匡弘君）移動のバスのブザー設置については、こちらの条例については求

めていない。その辺は、先ほどの家庭的保育については園児さんということで、バスの中での置き去り事故を十分考慮される場所であるが、放課後児童クラブについては、利用対象者は小学生であるので、どちらかというバスで移動した際には置き去りというよりは、どこかへ行ってしまって、ほかにいないかというところがメインになることから、こちらについては安全確認という部分だけ記載してある。

- **5番**（佐藤龍彦君）ただ、バス送迎に関してであるが、やはり障がいを抱えたお子さんのところがメインになると思う。そうした場合に、最終的には置き去りという部分でも確認はしなければいけないと思うので、そういった面では安全計画のほうにもしっかりとチェックしていかなければいけないと思うが、そういったところも想定しての条例改正なのか確認させてほしい。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）安全計画については先ほど申し上げたとおり、年間の施設の安全点検、園内活動を含む保育所等の活動というところもある。ご利用される中には障がいを持ったお子様もいらっしゃるの、そういうところを見ながら毎年毎年安全計画を立てていくということだと思う。
- **3番**（杉本憲也君）議案参考書30ページ、第5条の2が「放課後児童健全育成事業者は」という主語で始まっている。こちらは私の間違いであつたら訂正していただきたいと思うが、原則として行政がこの事業を行い、実際の運営はそれぞれの事業を運営される方に業務委託しているスタイルかと思うが、今回のこの条例の主語だと「放課後児童健全育成事業者」となっているので、この安全計画をつくるのは伊東市がつくるのか、それとも実際に運営している団体さんがつくるのか、どちらになるかという点を伺いたい。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）こちらについては事業者がつくることになる。結局、それぞれ事業者さんごとに、例えば学校でやっているところ、伊東小学校のように新たに建てられるところ、民間の施設を借り上げてやっているところもある。それぞれ事情が違うので、事業者さんごとに安全計画を作成していただく形になる。
- **3番**（杉本憲也君）そうすると健全育成事業者になるので、今回、予算にもなったりしているが、委託先の社協さんがつくることであるが、ただ、事業の実施主体としては市がやるので、こういった安全計画の目ざろえとかチェックの市の関わり方についてはどうなっているか。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）放課後健全育成事業者に対しては、定期的に市役所に集まっただけで勉強会などを開催している。その中で安全計画であるとか業務継続計画の理解を深めるほか、個別の相談にも応じていく形になろうかと思う。
- **3番**（杉本憲也君）ぜひ事業主体である市は把握をお願いしたい。

もう一つ、31ページになるが、第12条も食中毒の予防及び蔓延防止の研修をするとなっているが、食中毒が放課後児童クラブ、学童さんで発生するようなケースというのは具体的に

どういったことが考えられるか。

- 幼児教育課長**（山下匡弘君）放課後児童クラブで食事の提供は基本的に認められてないが、夏休みであると、お弁当を外部へ発注しているし、おやつというところでは、あまり生ものは出たりしないが、休みのときのお昼ご飯が考えられるのではないかと思う。
- 5番**（佐藤龍彦君）先ほどの事業計画の策定に関して、事業者とはなっているが、例えば保護者が運営で支援員を雇っている形になっていると思うが、その策定は運営している保護者が行うことなのか。それとも、支援員が行うことなのか。その辺お願いします。
- 幼児教育課長**（山下匡弘君）受託者としては保護者会という形になっているので、そういう意味で私どものほうから見ると保護者になろうかと思うが、ただ、保護者もそんなに時間を取れないというところでは支援員に任せる部分もあるのかなと思う。ただ一方で、定期的に勉強会をしており、また、それぞれの受託者がつくる中でひな形なんかもあるので、その辺でうちのほうもサポートしながら完成を目指す形になろうかと思う。
- 委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第41号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

- 委員長**（中島弘道君）挙手全員である。さよう決定した。

-
- 委員長**（中島弘道君）10分間ほど休憩する。

午前10時59分休憩

午前11時 8分再開

- 委員長**（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

-
- 委員長**（中島弘道君）日程第5、市議第59号 令和5年度伊東市介護保険事業会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）事項別明細書、6ページ、介護保険料についてであるが、年金から天引きされる特別徴収が昨年度の予算より減っていて、普通徴収のほうが昨年度の予算より増額して計上されているが、これはどういった事情かということ直近の動向を踏まえて伺いたい。

2つ目が同じページの総務手数料であるが、伊東市手数料徴収条例審査手数料が昨年度比で14万8,000円増額しているが、この要因を伺う。

もう一つ、14ページ、雑入が増額されているが、こちらの主な用途を伺う。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）それでは、3点それぞれお答えする。

まず、介護保険料の特別徴収と普通徴収についてであるが、コロナ禍における経済状況の悪化等に伴い、現在、対象となる方には介護保険料の減免を行っているが、減免を行った場合、一旦特別徴収から外れて普通徴収に切り替わることになる。その移行がコロナの影響により減免ケースが増えたため、実績も踏まえて普通徴収を増額したものとなっている。

次に、総務手数料の中の審査手数料の増額要因は、市に指定権限のある地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所などの新規指定や更新に係る手数料であるが、こちらは令和5年度に指定更新の期限が来る事業所数を積算し、それに基づいて増額したものとなっている。

14ページ、雑入の増額の主な要因であるが、会計年度任用職員の社会保険料自己負担分について、1つは高齢者福祉課の職員を1名増員したこと、それから昇給等に伴う増額、こういったことによって増額となっている。

○3番（杉本憲也君）減免されると普通徴収に回るということで、これは自分で振り込んでもらわないといけなくなるということなので、納め忘れがないような形で丁寧にしていただきたい。あと、天引きされているはずなのという声もあるかと思うので、丁寧に対応をお願いしたい。

先ほどの答弁に関連すると思うが、16ページの人件費、一般職給が減ってパートタイム会計年度任用職員の金額が増額しているが、先ほど1人増えるということだったと思うが、これによって、全体のこの事務に関わる人数や正規、非正規の数に増減があったりするののか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）総務費、一般管理費の人件費についてであるが、主に職員1名が育児休業を取得することに伴う減、それから会計年度任用職員の報酬については、その代替職員の雇用によるものとなっている。そのため、全体の人数としては減少せず、会計年度任用職員が1名増となっている。

先ほどの答弁で1つ訂正する。雑入の増額の要因で1名新たに増員したと言ったが、今言った育休代替職員の増である。

○3番（杉本憲也君）事項別明細書、12ページ、保険給付支払準備基金の繰入金が増額ということで、この積算に重要になってくるのは保険料のアップダウンをここで調整するような機能になっているかと思うが、介護保険給付の対象となる介護認定者の直近の増減の状況や各介護

サービスの利用状況を踏まえた中で、これらについて、伊東市としてどのように分析した結果、こういった積算結果になったのか。

- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）保険給付支払準備基金繰入金については、主に保険給付費について約3億円、率にして3.7%の増額と見込んだことに伴い、委員も言われたとおり、不足する介護保険料の相当額として7,895万8,000円を昨年度対比で増額したところである。本年度の決算見込額は令和3年度に対して微増にとどまるものと見込んでいるが、この予算での増額を見込んだ要因としては、一つは、引き続いている団塊の世代の高齢化、また、コロナ禍での外出控えなどによる心身の状態悪化等を見込んだほか、令和4年10月からの介護職員の処遇改善のためのプラス改定も考慮したものである。これに伴う要介護認定者などの状況は、要介護認定者は、軽度から重度まで全体としては徐々に増加傾向にある。これは先ほども言った団塊の世代の高齢化やコロナ禍の影響により、一つは今まで要介護認定を受けていなかった方が介護認定を受けられた、それから、介護認定を受けていた方も徐々に重度化が進んでいるものと考えている。

そして、この要介護認定等の状況を踏まえて、増加している保険給付に係る介護サービスの利用状況についてであるが、依然として訪問系のサービス、特に訪問看護などの医療系サービスの伸びが大きく、通所系サービスについては、新型コロナの第8波到達までは回復傾向にあったものの、再び減少傾向に転じている。こちらはショートステイや施設系であっても、介護老人保健施設、在宅復帰を基本とする施設についても、コロナ禍の影響かやや低調なものとなっている。以上の状況から、保険給付費の増加に対して、今後、特に重点的に取り組むべき事項として、介護予防事業による要介護状態への移行の防止、それから重度化の進行に対して医療と介護の連携を強化する。それから認知症の早期予防、それから地域で認知症の方を支援する草の根の体制を構築していくことで、ひいては保険給付費の抑制に努めていきたいと考えているが、来年度については、コロナ禍の見通しも不透明なところ、保険給付費の増額を見込んでいるところである。

- 3番**（杉本憲也君）分析をしていただきありがたい。コロナ禍で次年度の見通しがということで、今お話しがあったが、まさに私が心配しているのが、こちらの要介護認定のコロナ禍における有効期間の延長ということがあったり、マスク着用のルールが今後変わったり、5類にコロナが移行したりということで、コロナ禍を経て、社会情勢やそれに伴う生活様式の大きな変化がある中での来年度を迎えるわけで、予期せぬ懸念事項として、急激な介護サービスの利用増加や重度化する被保険者の増加、または保険給付費が大きく増額し得るリスクについて、本市として考えられることで結構であるので、どのように考えているのか。また、現状、通所がなかなか伸びていないという中で、小規模事業者については定員が少ないことから、利用者が

1人減ってしまうと経営に非常に影響を及ぼしてしまうということで、かなり経営が苦しい状況になっていることが、今、まちの中で起きている。そういった介護サービスの利用者の減少が経営悪化に大きく影響している小規模事業者への下支えとなる支援やニーズ把握のためのヒアリング等について、今回の予算立ての中で何か施策として取り組まれるのか伺いたい。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）それでは、コロナ禍での保険給付費が大きく増額する事由とか今後の見通しについてであるが、まず、保険給付費について、今年度は昨年に対して微増にとどまりそうな見込みとなっている。しかし、委員指摘のとおり、コロナ禍において外出控え、交流機会の不足、5類移行とマスク着用の緩和が並行して進んでいく状況などを勘案すると、今後、第8波のときと同様に大きく変動する可能性をはらんでいる。それに対しては、先ほど述べたこととも重複するが、市としては、継続して介護予防事業を実施すること、重度化に対応した介護、医療の連携、それから認知症予防、そういった体制の構築を図ることで、今後の不測の事態に備えていきたいと考えている。

次に、特にコロナ禍における利用者の変動について、小規模事業者への影響が特に大きいところであるが、こちらの小規模事業者に対しては、こういった利用者の変動が特に影響が大きいことはこちらでも認識しており、介護事業所に対しては、実地指導などを通して、そういった運営状況についても聞き取りをしているところではあるが、介護保険事業は継続性を保つためにも、今後、国の報酬改定の動向については常に注視していくとともに、また独自加算についても検討していきたいと考えている。ただ、独自加算については、市の全くのフリーハンドというわけではなくて、一定の加算要件や加算幅が定められているので、本市の現状を踏まえ、こういった経営圧迫等に対しての効果等があるかどうか、そういったところも考慮する必要があると考えている。

○**3番**（杉本憲也君）小規模事業者は伊東市の介護にとってかなり重要な部分かと思うので、やめてしまうということがないように、独自加算を検討いただいているということであるので、ぜひともお願いしたい。

その中で、事項別明細書、20ページの介護認定調査等事業、今後、重度化したり、悪化したりすると、どうしても調査というところに負担がかなり来るのではないかとということで、厚労省通知によると、先ほども紹介したが、要介護認定の有効期間延長についてというような通知があり、2023年、今年4月1日以降に有効期間を迎える要介護認定については、今までは有効期間が延長になっていたが、原則有効期間が延長されない。一方で、各市町村の判断で、激変緩和措置として、今年4月1日から2024年、これは出たときが2022年だったので、2024年の3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えないというような通知を出しているが、本市の今年4月

1日以降の要介護認定の有効期間の延長については、こういった運用をされる見通しか。

- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）認定有効期間の延長については、趣旨としては、コロナ禍において面会での認定調査等が困難な場合に適用され、1年間有効期間が延長されるものであるが、来年度についても、こういった通知も出ていることであるし、施設や利用者等の意向により、またコロナ禍の感染状況により、認定調査が困難な場合には適用することを考えている。
- 3番**（杉本憲也君）今の答弁だと、原則延長もできるということであるが、これは本人とか施設側で、延長ではなくて再度の更新をしてほしいということがあれば、その要望に従って対応していただくことは可能ということか。
- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）現状でも、あくまで利用者、施設側などで対応が難しいという場合において適用していることであるので、こちらとしては、調査が可能であれば、基本的には認定有効期間の延長は使わずに、必ず認定調査を行って、審査を行いたいと思っている。
- 3番**（杉本憲也君）適宜対応しているということであるが、原則延長がなくなるという中で、伊東市としては、状況によってはやるということであるが、次年度の有効期間延長が終わってしまったケースが一定程度増えると思うが、本市のこういった更新認定の申請の急増の見込みはどのように見ているのか。また、調査員が5人ということであるが、業務過多のリスクに対するサポート体制について伺いたい。
- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）まず、認定有効期間の延長措置の影響による急増であるが、本市においては、有効期間延長の措置が、主に市外の施設で入所されていて、市外で特に感染が多かった地域なので認定調査は遠慮してほしいというところで適用したことが多く、コロナ禍の累計でも100件程度であり、この100件についても、同時に認定有効期間が終了するものではないことから、急増というほどの影響はないものと考えている。それから、申請件数の増加を見込みながらの調査員の業務過多のリスクであるが、申請件数については、コロナ禍の影響を抜きにしても、これまで隔年で増減を繰り返している。基本的には増の状態で購入しているように調査員を雇用しているところであり、ただし、団塊の世代の高齢化などもあり、全体としては徐々に増加の傾向もある。こういったところに対しては、介護支援専門員などの調査の外部委託も行っているため、その委託料を増額するなどしても対応しているところである。
- 3番**（杉本憲也君）ぜひともパンクしないようにお願いしたい。
そうした中で、市民の方からもよく聞くのは、介護認定調査について、主治医の意見書待ちでなかなか認定が下りないというケースをよく聞くが、次年度の見込みも含めて、現在の介護認定調査の申請から認定までの標準処理期間とか、主治医の意見書待ちということの解消に向けた工夫などについて伺いたい。
- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）介護認定については、介護保険法により申請から30日以内に

認定をするようにと定められているが、本市の現状としては、平均で約39日となっている。このことについて、まず、認定調査自体は、調査拒否等がない限り基本的には期日内には収まっており、最終的な認定審査が下りるまでの中央値としては、おおむね30日に収まっていると考えている。その上で、平均日数が大きくなる要因としては、認定調査は期日内に終わっていても、先ほども委員言われたとおり、主治医意見書が大きく遅延するケースがあることが主な要因と考えている。その場合、延期通知書を介護保険法に基づき申請者に送付している。この場合、サービス利用に不便が生じないように、適宜、認定前のみなし利用について、居宅介護支援事業所内に限定して案内している。こういった遅延に対する対応であるが、これまでも行っているところではあるが、医療機関に対しては小まめに提出の督促を行うとともに、調査結果と意見書がそろい次第、極力速やかに審査会にかけることで遅延を減らしていきたいと考えている。

○3番（杉本憲也君）医師もコロナの対応等でいろいろあるかと思うが、市民の方にとっては不便さを感じる場所であり、現状、みなしで対応しているということであるが、分かればいいが、みなしでやって、結果、みなしで出ていた介護度と異なる介護度になるケースは、肌感覚で結構であるが、どれぐらいだと思うか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）みなしのとときというのは、あくまで見込み介護度で利用することになるので、基本的にはケアマネジャーたちも、利用者の自己負担が生じてしまわないように、やや低めというか軽めに見込んで、みなし利用を行っているケースが多々あると思う。その中で、結局、見込んだ介護度より軽かった、重かったというケースはあろうかと思うが、最終的に、思ったよりも軽く出て、それで利用者の自己負担になってしまったケースはあまり出ていないと考えている。

○3番（杉本憲也君）最終的には、運用で何とか乗り切っているということである。いずれにせよ、主治医の意見書というところになるかと思うので、医師とのことなので協力をいただかないといけないとは思いますが、ぜひともお願いしたい。

最後に、事項別明細書の34ページ、事業の内容について伺いたい。認知症予防型農的活動事業委託料があると思うが、こちらの概要等について伺いたい。あと、42ページで、認知症カフェに関して増額計上されていて大変ありがたいと思うが、現状、主催されている方からの制度拡充に向け、把握している要望内容を踏まえての増額かと思うが、そういった要望内容について把握しているところがあつたら伺いたい。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）それではまず、34ページの認知症予防型農的活動事業委託料についてである。当該事業については、高齢化、コロナ禍の影響で認知症が増加している中で、従前から認知症の初期については、専門医を含めた認知症初期集中支援チームを構築するなど

対応を行ってきたところであるが、さらに、その前段階とされる軽度認知障害の状態については、適切に対応すれば改善や抑制が見込まれるとされているところ、本市においては対応する事業がなかったところである。このことから、例えば認知症疾患医療センターを受診した方のうちで、まだ認知症には至らないが、その前段階にあると診断された方が対象に、畑作業の予防事業を認知症対応型のデイサービスの実績のある事業所へ委託により実施することで、作業の交流、専門職による介入を通して、認知症予防を進めたいと考えている。畑作業については、脳の活性化を促すことに加え、農作物を育てることで成果が活力となること、それから足腰の筋力強化、運動不足解消にもつながり、精神面や認知症状が改善するなどの事業効果が既に実施しているところで報告されている中、他の予防事業には比較的参加の少ない男性層の参加率も高いという効果が見込まれる。こういった事業効果に加えて、軽度認知障害など予防事業の対象者だけではなくて、その家族、認知症サポーターなどに参加いただくことで、認知症地域支援推進事業と連携したチームオレンジ活動の地域での核となる多世代交流の場としたいと考えており、おおむね1回当たりの参加者10人を想定して、月三、四回の実施を通年で予定しているところである。

次に、認知症カフェの増額、それから要望内容の概要である。認知症カフェの増額要因については、開催団体が8か所から10か所へ増加するというところで、この件数の増加によるものとなっている。拡充に対する要望としては、認知症の方本人が参加しやすい体制や機会を増加したいということがあり、これまでも認知症の方が集い、本人同士が主となって、これまで体験や希望、必要としていることなどの話合い、本人ミーティングというものを年1回開催してきたところであるが、これを市内の各圏域でさらにきめ細かに実施していきたいと考えている。

- **3番** (杉本憲也君) 新しい農的活動事業は、1回10人で月三、四回ということであるが、ちなみにスタートするタイミングの時期や利用料はどうなっているか。
- **高齢者福祉課長** (齋藤 修君) スタートするタイミングは、新規の事業ということもあり、年度当初からではなく、少なくとも最初の1か月は利用対象者の抽出、把握を行い、5月以降、実際の実施に入っていきたいと考えている。利用料については、基本、介護予防事業として実施するので、利用についての料金は頂かないものとなっている。
- **5番** (佐藤龍彦君) 議案説明書の9ページ、包括支援事業の任意の事業で生活支援体制整備事業が2年目に入り、来年度は3年目になると思う。議場ではマッチングがうまくいっていない圏域もあるということであったが、支援する人たちの偏りがあると思う。その辺は来年度に向けてどのような解消方法を考えているのかを伺いたい。
- **高齢者福祉課長** (齋藤 修君) 生活支援体制整備事業は、伊東市で介護予防・日常生活支援総合事業が始まった平成29年度からの実施となっているが、今委員がおっしゃったとおり、や

や生活支援サポーターの圏域ごとの人数に偏りがある状況となっている。議場での答弁でもあったが、市内でいうと伊東中央圏域についてやや人口に対して少ない状況になっている。これの解消については、これはあくまでボランティアということで、こちらで引っ張ってくるわけにもいかないの、できる限り養成の研修に努めて、それぞれの圏域で人数を増やしていく。また、今いる方についても年になると辞めていくこともあるので、そういったところの継続性を高めるためにも引き続き研修を行って、今人数が少ないところについても底上げをしていきたいと考えている。

○5番（佐藤龍彦君）分かった。ぜひサポーターも増やしつつミスマッチを減らしていくことも願いたい、例えば圏域によってサポートを利用したい件数にも偏りがあるのか、それとも周知の方法が足りてなくて、サポートを受けられるサービスを知らないことがあると思うが、来年度に向けては周知方法はどのように考えているのか。従来どおりなのか、それとも新たなものを考えているのか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）これも委員指摘のとおりで、やや圏域ごとに利用率についても上下がある感じになっている。制度周知のところも当然大事になってくるし、また、利用者のニーズの掘り起こしも大事になってくる。ここに対してどのように対応していくかというところは、これまでの体制でもあるが、生活支援コーディネーターは認知症の地域支援推進員も兼任しながら、さらに包括支援センターと連携して活動しているところである。ここの連携のところ、現在はかなり連携体制が整ってきた。生活支援コーディネーターの地域状況の把握や重要性についてそれぞれ意識して活動してくれているところなので、そういった意識の高まりを継続しつつ、生活支援サービスについてもさらに拡大していければと考えている。

○5番（佐藤龍彦君）これはお願いであるが、本人が利用したいとかではなく、例えば家族でも、若い夫婦が親の面倒を見なければいけないときに、要するに包括支援センターのケアマネジャー等ともいろいろ相談しながらやっているとは思いますが、そういったときにこういうこともあると、家族がいるから大丈夫ということではなく、共働きや出かける用事があるときに、こういうサービスも受けられるという部分の周知も必要であると思うのでぜひお願いしたい。

最後に、事項別明細書は歳入の5ページ、保険料が1, 133万5, 000円の減ということで、議場の説明で聞き漏らしがあったと思うので、収入減の見込みをもう少し詳しく理由を教えてください。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護保険料の減少については、まず1つは高齢者人口の上昇がほぼ止まっているということがまず1点である。後期高齢者人口自体は増えているが、65歳以上の人口としてはほぼ増加がない状況になっている。その中で、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済状況の低迷に伴い世帯収入が減少にあることで、全体的に保険料段階が下がっ

ている傾向がある。この辺で、今年度の算定時の実績を踏まえて保険料を減額した。

○5番（佐藤龍彦君）分かった。65歳以上の人口の高止まりと世帯収入の減少となると、来年度もそうであるが、再来年度の見直しの対策を来年度中にはいろいろ考えなければいけないと思うので、申し訳ない、これは意見であるが、ぜひその辺も注視願いたい。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第59号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第6、市議第61号 令和5年度伊東市病院事業会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）事項別明細書20ページになるが、ATM設置使用料が2万6,000円計上されている。こちらに係る電気代はどこが負担しているのか。事項別明細書の22ページを見ると電気料が1万円の計上になっているが、こちらにATMの電気代が含まれているのかをお伺いする。

○健康推進課長（大川貴生君）ATMの設置に関しては、設置業者で個別も含めた設置をしているので、請求等についてはやり取りをしている。電気料として計上されている1万円は、修繕や工事などの際に仮設電気の使用を想定した電気料として科目計上を行っている。令和3年度決算ではこちらの電気料の支出はなかったが、科目計上の計上になっているので、ATMの電気代を計上しているものではない。

○3番（杉本憲也君）今の説明では、ATMの電気代はATMを設置している金融機関が払っていることになる。そうするとメーターを設置して別で請求してとなるが、この電気代自体は直接ATMの会社が電気会社に払っているのか、それとも一旦市のほうに受入れがあって、そこでまとめて払っているのか、そのあたりはいかがか。

○健康推進課長（大川貴生君）病院自体の電気料の支払い自体は、指定管理をしているので、指

定管理者のほうで運用費の中で見合っており、市の病院事業会計からの直接的な電気料の支出はない。病院から経由しているのか、または直接事業者から支払われているかのどちらかになると思うが、基本的には病院事業会計からの電気代の支出はない。

○3番（杉本憲也君）承知した。

事項別24ページ、樹木伐採等手数料が200万円、昨年100万円で今年が300万円になっているが、この要因について伺いたい。

○健康推進課長（大川貴生君）樹木伐採については、現在の市民病院と、解体が終わった旧市民病院の敷地で、隣接する道路への影響がないように、はみ出した枝葉等の処理等をこれまでも行っているが、近年の大規模な台風等に備えて事前に伐採をする予防伐採を含めて、倒木等が起きたときに迅速な対応ができるよう備えるために増額をしたものである。

○3番（杉本憲也君）分かった。

同じページに第二次救急医療交付金があるが、第二次救急というのは手術や入院が必要な重症患者に対応する救急医療が求められると思う。それをやっているから、それに対して交付をするが、第二次救急をきちんと全うするには、市民が安心して手術や入院が行われる病院である必要があると思う。現在、市民病院の手術や入院に関して、先ほど来ずっと議場でも議論があるが、不安や不満を感じる市民が多い状況がある。そこで、病院の設置者として、交付をする側の立場として、第二次救急医療機関として市民が安心して利用できるように、病院に対する市民の声を設置者や指定管理者に直接届けて対話できる取組が必須であると私は感じているが、第二次救急医療交付金を交付するにふさわしい伊東市民病院とするために、こうした市民との意見交換の取組の必要性について本市の見解を伺いたい。

○健康推進課長（大川貴生君）市民病院の救急医療体制については、平日日中は救急に従事する医師を含めて、時間外や休日等においても当直の体制で、24時間365日の受入れができる体制を維持していただいている。その意味では、十分交付金を支出するに見合った医療体制を整えていただいているものと思っている。ただ、重篤な患者に対しては、三次救急の医療機関等へ、市外の医療機関に搬送せざるを得ない場面もあるが、原則救急の要請は受け入れることを継続すべき方針の下で今取り組んでいただいている。

これを受けて、市民の中からはいろいろな声をいただいていることに関して、先日行われた常任福祉文教委員会の意見交換会についても、今後も引き続き開催していくことで管理者も含めて確認がされているので、そういう場の中で市民の声を皆様から病院へ伝える機会もある。意見交換会の中でも管理者から、市民病院で市民に伝えられるような公開講座を開いた中で、市民病院の考え方や現状をテーマを決めて市民に伝える機会、参加した市民からいろいろな意見をいただけるような場をつくっていききたいとの話もあったので、そういうときに救急医療をテ

一マにしたものも取り上げていただくことで市民病院には改めて申入れをしていきながら、そのような機会をつくっていきたいと考えている。

○5番（佐藤龍彦君）議案説明書の2ページ、他会計負担金の内訳は、第二次救急医療負担金等で令和3年度、令和4年度、令和5年度で、令和4年度と令和5年度、来年度の当初予算額が変わらないが、令和3年度との増減の違いの理由は何であったのか。

○健康推進課長（大川貴生君）令和5年度に他会計負担金が含まれているのは、3億3,800万円を見込んでいる。令和3年度の決算としては3億7,000万円の支出がされている。その差としては、令和3年度の決算の中では、医療従事者の確保が令和3年度のときには活用がされなかったもので、その分が1人当たり900万円で2人分の1,800万円の予算をしていたが、3年度の決算では支出がされていなかった。令和4年度は、さきの9月と1月で産婦人科の先生を採用するなど活用していただき、令和5年度も引き続き交付金を使っていただきながら常勤医の確保に努めていただきたいと市としても支援の体制を構築している。そのような形で令和5年度は3億3,800万円の中に一般会計からの繰入れを含んだ形での予定をしている。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第61号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第7、市議第54号 令和5年度伊東市一般会計予算歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第18目コミュニティ振興費について質疑を行う。事項別明細書は83ページ及び84ページである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）事項別明細書84ページ、機械器具借上料が減額となっているが、その要因を伺うとともに、指定管理料については前年度と同額の計上となっているが、急激な物価高

騰に伴う光熱水費の上昇に鑑みただ中で、さきの補正では追加の補助交付が行われたが、そういった物価高騰分の補助は令和5年度はどのように考えているのかを伺いたい。

- 生涯学習課長（杉山宏生君）まず、機械器具借上料の減額要因は、AEDの借り上げの予算となっている。前年度予算立てをするときに参考見積りとして見積りをいただくが、その金額が前年度はやや高かった。結果的に決算としては変わっていないので、その差額である。

続いて、指定管理料については、債務負担で設定されているので、ここについての変更点はないとの認識でいるが、光熱水費に関わっては、突発的に変更を要するものについて、今年度3月議会で補正をしたように、何かしらの形でやむを得ない要因については、年度に入ってから指定管理者と話し合いながら、また、市としても企画、財政と話し合いながら対応していく形で考えている。

- 5番（佐藤龍彦君）同じ事項別明細書の84ページで修繕料450万円の計上となっているが、これはどこか修繕をする必要があつての計上なのか、それとも、取りあえず年度内はこの額を用意しておくための修繕料なのかと、もう一つは、八幡野コミュニティセンターのLED化は、どの部分の照明を変えていくのか。多分一番上のホールだと思うが、その辺を教えてください。

- 生涯学習課長（杉山宏生君）修繕料については4施設全てで450万円の計上で、突発的に大型な修繕が入った場合に対応していくところで、この経費を特に今のところはどの施設でこういうことをやるとは決まっていないが、毎年毎年このところ年度当初に施設の指定管理者と話し合い、どこを優先的にやりたいかを聞いている。実際のところこの450万円でも足りないぐらいの修繕が出てくるので、優先度を考えながら使用していく形になっている。

LEDの箇所は私のほうでデータを持っていないが、八幡野は今年が2年目になるので、昨年できなかった部屋を今年はやることで、全体をLED化する。今年で八幡野コミュニティセンターのLEDは終了する形になっている。

- 5番（佐藤龍彦君）分かった。そうすると、他のコミュニティセンターのLED化はどのぐらい進んでいるのか、来年度は八幡野のLED化で全て終了するのか、その辺の確認を願いたいのと、先ほどの修繕料は4施設分で、突発的な修繕が必要になった場合に使っていくことで、大きなものになると補正予算等になってくると思うが、例えばこういったものへの使用になるかは、あらかじめ修繕料のメニューみたいなものはあるのか。

- 生涯学習課長（杉山宏生君）まずLED化のことは、富戸コミュニティセンターのLED化が終わっていない。富戸コミュニティセンターのLED化を今後進めていく形になると思っている。

修繕の話は、最近一番多いのは雨漏りがしてくるための塗装とか対策を各施設の要望に応じ

てやっていく。雨漏り対策でほとんどの予算を使い切ってしまう形になっている。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。

昼食のため、午後1時まで休憩する。

午前 11時56分休憩

午後 0時59分再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、第3款民生費のうち、第1項社会福祉費第6目国民年金事務費及び第7目国民健康保険費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は109ページからになる。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）109ページ以降の社会福祉費に関してであるが、新年度予算の中で見つけられなかったが、ひきこもり支援のための予算立てはどのような形になっているか伺う。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）ひきこもり支援の経費については特段の予算計上はしていないが、令和4年度から既に社会的な問題にもなっているし、市としてもやらなければならないということで、社会福祉協議会のほうと協議をしており、生活困窮者自立支援事業の中で対応する部分については、既に社会福祉課内の相談支援窓口で対応している。また、そのことを関係機関に周知し、家族会や講演会の開催をしており、また、経費のほうは事業拡大とかには予算措置をしていきたいと考えている。

○3番（杉本憲也君）先日、伊東市でも講演会があったので、この部分についてはぜひ1つの項目として事業が上がってくるぐらい重大であると思うので、よろしくお願ひしたい。

112ページ、一般経費の通信運搬費が27万1,000円で、機械器具借上料が51万7,000円それぞれ増額しているが、その要因を伺うと同時に、114ページの医療・福祉人材確保のための新生活応援事業に関しては、過去市長答弁等では対象職種も拡大することについて検討していきたいという話をいただいていたと思うが、財源がネックになっていたかと思う。新年度予算編成に当たって、同事業の重要性について改めて伺うとともに、財源の在り方も含めて対象職種を拡大することについて、検討状況はどうなっているのか。さらに、拡充された養育費や支援金についての開始日、基準日はどうなっているか。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）事項別明細書112ページの通信運搬費が27万1,000円多くなった理由である。令和5年度に災害時の要支援者、要介護3以上の方とか、そういう方の避難行動、個別避難計画策定を本格的に進めていきたいと考えており、そのため様式を送ってそれに記入していただき返していただく往復の郵送料を見込んだことによるものである。

また、機械器具借上料57万7,000円の増の理由である。現在、災害時の要支援者を管理しているシステムが、現在のままでは個別避難計画まではシステム上管理できないため、令和5年度当初に新たなシステムを導入する経費が総額59万8,000円を予定しており、その費用を計上したものである。

また、事項別明細書114ページの新生活応援事業の重要性についてである。市長の議場での答弁にもあったとおり、市長自身もこの事業については当初3年間であったが継続してやっていきたいとの市長の意向が非常に強く反映している。ぜひご理解いただきたい。

また、職種の拡大であるが、財源が福祉基金となっており、保健福祉関係であるとか、そういった分野の職種については柔軟に費用などを拡大することも考えたいと思っているが、それ以外に人手が足りないと言っている観光や建設、飲食関連職種までは、この事業の枠組みの中では難しいと考えている。

養育費の子供の支援のところで、今までの事業と同じ考え方で、市外から伊東に移住して来られた方が対象となっており、伊東市民でも市外に3年以上いた方も対象になる。転入日を基準日として考えている。

- 3番（杉本憲也君）財源の部分で縛りがあるという答弁であったが、この点については必要性があって職種を広げるといふことであれば、健康福祉部だけでやるのではなく、やはり企画と連動した中でどうあるべきかはぜひ検討いただきたい。

拡充された養育費、支援金については越してきた日以降ということであると、今まで応援補助金をもらっていた方は遡っての対象というのではなくて、あくまでスタートした日以降からこれに適用される方のみ対応になるということになるのか。開始日はいつぐらいを予定しているのか。

- 社会福祉課長（稲葉祐人君）令和5年度、新たに申込みをされた場合、転入時のその月から5年間という考え方になる。

- 3番（杉本憲也君）そうすると、制度が始まって幾らかたっている中で、どんなに早くても来年から5年たたないと移住、定住の継続の支援金はもらえないのか。

- 社会福祉課長（稲葉祐人君）令和5年度に新たに申込まれた方は、転入から5年たった時点で、今年度新たにメニューに加えた定住継続支援というメニュー、5年たったら5万円支給させていただくものがあるが、今年度の転入月から5年後が基準日となる。また、既に3年前、令和2年10月から事業を実施しているが、令和2年10月から令和5年3月まで、今年度いっぱいまで申込まれた方と同じような考え方で、転入月から5年たった時点で5万円支給する対象になるという考え方で、ちょうど今要綱の制定を最終段階で詰めているところである。そのような仕組みで制度を開始したいと考えている。

- **3番**（杉本憲也君）整理すると、定住して期間がたったらもらえる支援金については、令和2年度以降、この仕組みを使って来た方については、5年たつと5万円給付されるということであるが、養育費に関しては、令和2年以降来られた方については、今、例えばこの制度を使った方については、もうその先も一切対象にはならないということになるか。
- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）令和2年から始めた制度で、転入月から5年かけて、さらに5年が延長されることはない。転入月から令和2年から令和4年度まででもそうであるし、令和5年度についても転入から5年間を助成対象とする制度設計である。
- **3番**（杉本憲也君）聞き方が悪かったかもしれないが、今度から中学生以下のお子さんがいる方は養育費が支給されるということであるが、そちらについては令和5年度に申請した方でないと対象にならないのか。令和2年から令和4年3月31日までの間に申請をしてこの制度を使った方は、令和5年に入ってからでも養育費はもらえないということになってしまうのか。
- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）新たにお子さんが生まれた方の場合は、お祝いしたいという気持ちはあるが、助成の対象とはしていない。転入時点で中学生以下のお子さんがいる方が対象で、5年間に限り助成をする制度である。
- **3番**（杉本憲也君）聞き方を変えるが、子育て支援としてその3の5ページ、新たなパッケージとなる事業内容は、中学校卒業前の子供を養育する者に対し、その養育費を補助するということで、この事業目的が、子育てしている人はお金がかかって大変なので、せっかく伊東に来ていただいたので養育費を支給すると、感謝の意味も込めてということであると思う。そうすると、令和2年から令和4年3月31日まで、令和5年度以降も中学校を卒業していない方をお持ちの方はもらえないということになると、何か私はすごく不公平感を感じるが、この辺の制度の妥当性はどうなのか、改めてもう1度、もらえなくなってしまう場合がある人を教えていただきたい。
- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）もらえなくなるというよりも、お子さんがいて転入してきた方の養育を支援しようという制度となっているので、転入してきていただいた以降は、この事業ではなくて、別の伊東市の子育て支援があるので、そちらで支援をするという考え方である。
- **健康福祉部長**（松下義己君）整理する。子育て支援というのは、もともと始めたときからのメニューがあり、専門職の方に伊東に移住してきていただく、選んでいただくためのメリットとか、そういうところで奨学金の返済であるとか家賃、家族でお子さんがある方も伊東を選んで来ていただくために、お子さんも一緒に来れば、そのお子さんに対しては小学生までは子育て支援金を出すということで、来ていただくメリットとしてあるものである。移住をしてくるときに選んでいただくためのメリットということで、家族そろって来ていただければ人口も増えるというメリットがあるので、単身で来て伊東で結婚して、その後お子さんが生まれたと

いうのは移住とはちょっと違うので、それとは区別していただきたいということである。

今回、付け加わっているのが結婚支援と定住の継続支援ということで、これが新たなメニューとして今回付け加わったが、これは一定数移住してきてもらっているもので、今後はできるだけ伊東に残ってもらいたいということで定住のほうに重点化し、移住してから5年なり、結婚したら、それは1つのインセンティブ、お祝い金という形で結婚の支援金を出す。あとは、5年間継続して住んで働いてもらえれば、それもインセンティブという形で出していく。今回は、引っ越しのほうを削り、一定数移住してきてもらって専門職の方が増えているので、できるだけ長く伊東にいてもらいたいということで定住のほうに力を入れた形になっている。

先ほどちょっと混乱したのは、子育て支援の関係は、伊東に来ていただくためのメリットとしてお見せしているものであり、伊東に住んでから結婚して、いつお子さんが生まれるかわからないわけであるから、この事業もいつまでも継続するか分からない。例えば、10年先に生まれたからこれがということでは、もうこの事業がないかもしれない。そういうことではなく、引っ越してくる段階でのメリットということでお見せしているものと理解していただきたい。

- **3番**（杉本憲也君）私がこの子育て支援が令和5年からスタートするものと勘違いしていたところがあり、答弁の食い違いがあり申し訳ない。今の説明で十分納得できた。

事項別明細書118ページの成年後見人等報酬助成金について伺う。

申立ての予算額や、さきに審議した介護保険事業特別会計における成年後見人等報酬助成金は昨年と同額の計上であるが、こちらの金額だけ増額となっている。この理由はどういう根拠に基づいて、どういう積算をしたのか伺う。

- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）令和4年度は2人分で、令和5年度については報酬助成金を3名分で見込んでいる。申立て費用については1名分である。

- **3番**（杉本憲也君）この3人分ということは、最初、申立てのときは生活保護等経済的な困窮がなかったけれども、その後困窮に陥ってしまったような場合に追加で出てくるような感じの見立てということか。それとも、その辺は考慮せずに3件ということか。

現状で、成年後見人等報酬助成金の直近の実績であるとか、1件当たりの報酬額の動向についてはどうか。

- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）2年前の令和2年度は2人に対して報酬助成金を支払っており、月額報酬が2万2,000円の1年間分で、1人に対して26万4,000円支出している。もう1人が2万555円の36か月分、3年分の74万円を支出している。複数年次で変な感じがあるかと思うが、家庭裁判所に相談していただき決定した金額であるので、その金額を支払うことになる。令和3年度は2人に対して助成金を支払っており、1人が2万2,000円の12か月で26万4,000円、もう1人が2万7,700円、45か月分、124万8,

000円を支出する。

- 3番（杉本憲也君）今金額の提示があり、1年分、3年分ということであるが、支払いのタイミングは月々か、一括で年間分が支払われるのか。
- 社会福祉課長（稲葉祐人君）通常は、毎年成年後見人が裁判所に報告し、それに基づいて助成金が決まってくるかと思うが、制度をご存じでなかった等で複数年分まとめて報告したケースがあるかと思う。であるから、通常は1年であるが、まれに複数年分になる。
- 3番（杉本憲也君）まとめて払うということであるが、これは先払いになるのか、後払いになるのか。払った後、年度途中で亡くなってしまったということになると、その月でストップしてしまうかと思う。そうするとまた返金していただいたりが大変かと思うが、そのあたりはどうか。
- 社会福祉課長（稲葉祐人君）基本的な考え方は後払いで、かかった経費を、ご自身の資産の状況を踏まえて計算されるものである。
- 1番（鈴木絢子君）122ページの老人福祉施設費について、議場の説明では新設するグループホームの開設経費ということで増額計上のような話があったと思うが、その詳細について教えてほしい。

同じ老人福祉施設費の介護予防・生きがい活動支援事業の中の介護サービス提供体制整備促進事業補助金、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費ということで8,082万円計上されているが、これはどのぐらいの事業者を考えていて、どのようなものに使われるのか教えてほしい。

- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護サービス提供体制整備促進事業費補助金についてであるが、こちらが大きく2つに分かれていて、先ほど委員が言われた地域密着型サービス事業所、具体的にはグループホームの新設について、それから、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に分かれるが、それぞれについて具体的に言うと、まず、グループホームの新設については、現介護保険事業計画に、令和5年度に1施設開設するというので、今年度公募を行い、事業者が決定し、それに基づいて開設するに当たり、その工事費などへの補助が3,360万円、それから開設準備に際し必要な備品購入費、消耗品費等に対する補助が1,510万2,000円がまずグループホーム1施設の開設に当たる運営の補助になる。

次に、介護施設における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援に対する補助であるが、対象の事業所としては、こちらは希望を上げてきた29床以下の小規模有料老人ホームが2施設、グループホームが1施設、具体的に整備するものとしては、簡易陰圧装置、家族面会室の整備ということである。それぞれ簡易陰圧装置については、この3事業所で全部で5台整備するというので2,160万円、家族面会室はこの3事業所全てが1室ずつ整備するというので

1, 050万円を補助する。こちらは静岡県介護サービス提供体制整備促進事業費補助金を活用した事業となっている。

○1番（鈴木絢子君）128ページの一般経費の中の18負担金補助及び交付金の中の結婚新生活支援補助金について教えてほしい。昨年330万円の予算で、今年度540万円に増額計上されているが、やられてみた手応え、あとは5年度の増額理由を教えてほしい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）結婚新生活支援補助金については、国の補助金があり男女合わせて400万円以下という所得要件があったが、500万円に引き上げられることに伴い対象者が増えることも考えられるので増額した。

現時点の申込み状況は、令和4年度は2月末で6組、255万円の補助金の支給をしている。

○5番（佐藤龍彦君）説明書5ページ、はじめようITO新生活応援事業で、先ほどの説明で見直しする中で結婚支援、伊東定住継続支援で伊東に長くいてもらうという施策を試みたということであるが、もう少し詳しく中身を教えてほしいのが、結婚支援の場合は移住後5年以内に結婚した者であるが、定住継続支援の場合は定住後5年を経過した者となる。結婚は結構早い段階で結婚してくださいと見えなくもないが、その辺で定住をしていく理由の1つに結婚があるだろうということで、少し期限を設けるような形にしたのか。その辺細かく教えてほしい。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）定住継続支援についての質疑である。伊東に移住してきていただいてから5年がたって、さらに伊東に継続したいという意思を示していただいた方に対して、定住に係る支援経費として10万円支出させていただく事業である。まだ要綱は制定できていないが、そう考えている。

結婚後5年以内の考え方は、少子化が進んでいるということで、迷ったり考えたりしている方がいたら、この制度を活用していただき、結婚していただければ10万円を、結婚に係る新生活の経費として、金額としては多くないと思われる方もいるかもしれないが、これも1つのプラスだと考えていただけるように、そういう思いで提供しているものである。

○5番（佐藤龍彦君）今年度、これを活用した数字を教えてほしいのと、来年度どのぐらいを見込んでいるのか。この事業を活用するのをどのぐらい見込んでいるのか。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）定住継続支援については、令和4年度については該当はない。結婚支援については、予算上の考え方であるが、希望として3名程度はあるとありがたいという考えである。奨学金の返還については、令和5年度、今までの利用実績に基づく見込みでは約11人、家賃支援を希望される方が約25人、子育て支援を希望される方が約3人、全部で来年度約三、四十人ぐらいは制度を利用して伊東に来ていただければという考えを持っている。

○5番（佐藤龍彦君）説明書7ページの障害者福祉費の中の重度心身障害者タクシー利用料金助成金は拡充事業になるが、中身としてはどういったものが拡充されるのか。また、これまで申

請していない人がいるのかいないのか。もしいるとしたらどのぐらいいるのか。申請していない理由、原因を把握していれば何う。

- 社会福祉課長**（稲葉祐人君）来年度拡充する内容であるが、令和4年度までは1枚500円のタクシー券を20枚つづりでお渡ししていたが、令和5年度については4枚増やし24枚つづりとさせていただく。

申請状況は、令和3年度は対象となる方が身体障害者1級、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、合わせて1,782名いたが、そのうち申請した方が1,091人、申請率は61.2%である。4割弱の方は申請していない。

申請していない理由は様々な要因があると思うが、施設に入っている方であるとか、家族が送迎してくれるから必要がない等あると思うが、申請率については3.6ポイント上昇しており、2年度、3年度を比較すると申請率は上昇、また、利用枚数は、3年度は対前年3割強増えているので、大幅な増となっている。また、タクシー券の枚数を少し増やしたので、機会を通じてぜひご利用いただきたいと呼びかけをしていきたい。

- 5番**（佐藤龍彦君）説明書17ページ、高齢者の生活支援で、交通機関割引証購入の件で、バスまたは電車の割引、タクシーはまだ利用はできないと思うが、今後検討する余地はあるのか。

- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）タクシーへの助成については、かねがねそういった声がある中で、他市町村での状況なども調査して、その効果や費用も検討しているところであるが、今のところ来年度予算にはそこまでは反映していないのでご承知おきいただきたい。

- 5番**（佐藤龍彦君）バス、電車はどうしても路線状なので、なかなかバス停、駅まで行けない人がいると思う。それとプラスして、今の経済状況、物価高騰で出かける機会も減ってしまう可能性がある中で、こういった支援事業が重要になってくると思う。そういったところでの高齢者の生活状況調査などは来年度中にどのぐらい行えるのか。計画等がもしあれば願います。

- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）高齢者の生活の実態調査については、来年度が計画策定年度であるので、今年度に行って、また調査結果については計画にも資料としてつくようになると思う。そういった交通面での声なども、そういった中で伺えると考えている。

- 5番**（佐藤龍彦君）説明書41ページ、生活保護である。被保護者の就労準備支援ということで、先ほどのひきこもり対策でも出ていたと思うが、そういった就労経験の乏しい方への準備支援は、こういったことがまず行われるのか。

- 社会福祉課長**（稲葉祐人君）被保護者の就労準備支援事業は、長期就労していない、ひきこもり状態にあるなどすぐに働けない方に対しては健康管理や社会的なマナー、就労体験をしてもらうといった就労するための準備をするような事業である。実績は、約30名を支援させていただいている。本年度は少ないが約10人の方が就労まで何とかつながっているような事業で

ある。

- **5番**（佐藤龍彦君）今の30名は利用した延べ人数ということでいいか。10名も、今年度までの就労実績ということでいいか。
- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）30名は実人数である。対象は、生活保護世帯と生活保護まで至らない生活困窮者の両方ともを対象としており、支援したのは実人数で30人、就労される方も実人数で約10名おられる。
- **5番**（佐藤龍彦君）この場合のひきこもり状態というのは成人になっている方であると思うが、現状、伊東で本当に働けない方は別として、経験を積みば何とか就労できるのではないかという方がどのぐらい生活保護受給者の中にいたのかというのは、割合的には算出しているか。
- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）生活保護世帯は全部で約1,080世帯あり、そのうち就労ができるかどうかということで、何人ぐらいいるかということで、ケースワーカーから数字を出させたところ、約100名はいるのではないか。令和4年度、目標を130人と設定し、ハローワークと連携した就労活動のほか、今の就労準備支援事業などの取組をしているところである。
- **5番**（佐藤龍彦君）働ければ伊東の経済力の一助になるし、本人の生活の自立にもつながっていくということで、大切な取組だと思われる。目標130人で実人数が30人ということであると、声かけをしてもどうしても出てこられないことが実際にはあるということか。声かけをしてやる気になっていく段階では何度か声をかけなければならないと思うが、そういう感じでやっているのか確認したい。
- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）生活保護世帯に対しては、働く能力があると考えられる方に対しては、基本的に就労指導をする。とはいっても働けない方もおり、そういう方に対しては病院で就労、働くことができないという、生活保護世帯の方で病院に行くと、病院で仕事ができるかできないか判断をしてもらうチェック欄があり、それを見て就労が不可な方に対しては就労指導はできないが、そうでない方については基本的に就労指導をする。ただ、そうはいっても非常に難しい部分があり、正職員として安定した就労に就かれる方は現状として多くない。であるから、就労しても収入が多くないとか、そういった方が多いという推測がある。ただ、やはり月に数件程度は仕事が見つかって生活保護から自立されていく方がいる状況はある。
- **5番**（佐藤龍彦君）ぜひ就労につなげていただく活動は続けてほしい。
事項別明細書144ページ、同じ費目で報償費、ホームレス実態調査謝礼について、たまに私も見かけるが、伊東ではどのぐらいの実態なのか把握しているのか。また、調査する方は何名ぐらいか。
- **社会福祉課長**（稲葉祐人君）ホームレス実態調査についてお答えする。調査員は2名で、今、ホームレスはゼロである。少し前まで1人伊東港の周りにいたが、生活保護の担当員が説得し、

それでホームレス状態から自立というか、抜け出せたという状態である。

○5番（佐藤龍彦君）実態はゼロということで、来年度以降もそうであるが、この間までの冬は結構寒くて大変であったと思う。実態を知っている上で、そういった方に例えば衣服や毛布等の緊急的な支援は、その調査員が行うのか、それとも誰か職員が行うのか。その辺どのようにやっているのか。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）いろいろなケースがあったと思うが、お金がある方や、家があるが家庭の事情でホームレスになってしまった方などいると思うが、何も持っていない方の場合には生活ができないので、そういった場合には市で緊急避難部屋として市営住宅を2戸、そういう方のために借りている。そちらで住まいを確保してもらい、その中で仕事を探していただくなり、どうしても仕事が難しい方には、仕事に就けるまでの間は、例えば生活保護等の希望がある場合には申請していただくような支援をすることになっている。

○1番（鈴木絢子君）134ページの私立保育園関係経費を見ていると、昨日の補正予算でも4園の私立保育園委託料が少なく、小規模保育園の施設型給付費が去年より上がっているというところで、私立保育園の需要が減っていて、その分小規模保育園の需要が増えているという解釈でいいのかということが1点。

140ページの報償費の作業療法士謝礼、音楽療法士謝礼のところである。昨年も減額計上されていて、その際に園児の発達を支援する作業療法士が、自己都合により回数が減ったような説明を受けたが、今年度も昨年より少し減額計上されていて、園児の発達支援とかそういったものはきちんと受け入れる仕組みはできているのか不安に思ったので、その点を伺う。

○幼児教育課長（山下匡弘君）私立保育園の委託料についてである。まず、予算をつくるときに令和4年度の実績をベースに令和5年度予算をつくっている。こういう状況の中で、例年だと多い単価の高いゼロ歳、1歳、2歳の利用が4年度は少なかった部分と、コロナによる休日利用日数が少ないというところで、そのような増減の理由になっている。

○子育て支援課長（石井弘樹君）さくら園の運営についてお答えする。報償費が減っているということであるが、昨年定期的に来ていただいていた作業療法士が、自己都合で少なくなった。ただ、多少減額はしたが予算を残しながら有効活用したりという説明をさせていただいた認識があるが、本年度も引き続き、なかなか全て使い切れなかった部分があるので多少減額したが、発達に問題があるとか疑いがあるようなお子さんに対しては、このような専門職の方の支援が大きく影響するので、引き続き、明確に誰に頼むかは決まっていないが、生活をしていく中で、子供たちに合ったような専門職の方を見つけ出しをお願いしていきたい。また、その他の発達支援については、さくら園でこのような対応をするとともに、費目は違うが衛生費の母子保健のほうでいろいろな事業も行っているのので、併せて充実した取組をしていきたいと考えている。

- **1番**（鈴木絢子君）年々発達障害の方が増えていく中、作業療法士の需要は増えていっている現状はあるのか。
- **子育て支援課長**（石井弘樹君）需要というか、日常的にさくら園においては保育士が保育をしているが、ここに書いてあるとおり、例えば体の動かし方もそうであるし、作業療法士もそうであるし、音楽療法の中で、例えば音楽を利用して歌などを歌いながら、子供の療育という部分の中で刺激を与えるといったらあれであるが、そういうことも子供にとっては有用なやり方であると思っているので積極的に活用していく。ただ、専門職がなかなか見つからない部分もあるので、その辺はまたアンテナを高くした中で有効に活用していきたい。
- **1番**（鈴木絢子君）よろしくお願ひしたい。
- **3番**（杉本憲也君）事項別明細書120ページ、先ほども質疑があったが高齢者公共交通機関割引証購入助成費に関して伺う。こちらは赤沢地区などで行われている南部地域のデマンド型タクシーでも使えるのか伺う。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）デマンド型タクシーは一旦2月で終了したと伺っているが、こちらの高齢者公共交通機関割引証購入助成事業において、現状、東海バスのゆうゆうパス、伊豆急のゆうゆう電車回数券で使用できる立付けとなっているので、また実施している場合でもデマンド型タクシーでの利用はできかねる。
- **3番**（杉本憲也君）現状、できないということである。そうすると、高齢者の移動支援ということでのこちらの事業であると思うが、特に通院などをする場合、高齢者お1人で移動するのは大変で、移動に当たり介助者が必要になるケースが多いのではないかと。現状、その介助者については何ら割引にはならない状況である。そうすると、使い勝手が悪いのではないかとということがあがるが、こうした高齢者の移動支援の解決策としてつくられたこの事業であるが、こうした課題、使い勝手の悪さを解決する工夫として、介助者への適用拡大などは次年度、将来も見据えて検討等はどうか。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）当該事業について、まず、ゆうゆうパスやゆうゆう電車回数券に対してそれぞれ助成しているため、介助者への適用をどうするのか、また介助者の範囲をどのように考えるのかといった問題はまずあるかと思う。もう1つ、公共交通機関の利用に介助者が必要となるケースが、要介護認定を受けている身体状況が想定されることから、委員ご指摘のケースには介護保険における訪問介護の外出同行、通院同行、乗降介助などで対応するものと考えられる。しかし、引き続き利用者からの要望等も伺う中で、よりよい制度設計にしていきたいとは思っているため、またそういった声は拾い上げていきたいと思っている。
- **3番**（杉本憲也君）その点については、移動したいができないという方が取り残されないような形での事業展開、事業の拡充をお願いしたい。

続いて128ページ、子どもの居場所づくり事業に関してである。こちらは子供食堂の運営経費等になるかと思うが、子供食堂は子供たちにとってのセーフティネットとして現状機能しているということで、大変重要な事業である一方、子供食堂が誕生せざるを得なかったというところについても、行政はメスを入れて根本解決をしていく義務があるかと思う。その観点から、子供食堂の意義や必要とされるに至った背景などについて、本市としてどのように分析されているのか。また、その分析された背景に対して、本市として予算づくりの中でこういった課題解決に向けて全庁を挙げた相談体制がどういう形になって協力体制になっているのかを踏まえながらお答えいただきたい。

- 子育て支援課長**（石井弘樹君）子供食堂に関する子どもの居場所づくりの経緯についてご質疑である。子どもの居場所づくり事業については、まず初めに平成30年度頃に福祉基金への寄附から始まった。その当時、子供食堂が他市町村でも行われている状況を考えた中で、伊東市にはまだあまり数がなかったというようなところで始めた経過になっている。

目的としては、子供が気軽に立ち寄れて、食事や遊び、勉強等ができる居場所を提供するためにこのような事業を実施し、食事の提供や学習支援をするほか、子供の孤食防止や希薄となっている地域の大人とのつながりを目的に実施したということである。さらに、当初は想定外であった今のコロナ感染拡大によって、さらに存在価値のある重要な取組であると私ども認識しているところである。

今後も、現在7か所で実施されているが、地域の偏りが無いよう、各小学校区や行政区など、最低1か所ぐらいずつ実施できるよう働きかけていきたいと考えている。

また、表向きには言っていないが、委員おっしゃるとおり子供の貧困対策的な側面もあるかと思う。そのような子供については、直接子供食堂の案内をケースワーカーから伝えるほか、子供の貧困イコール保護者、大人の貧困があると考えられるので、その根本に潜む原因を把握した中で、社会福祉課などの関係各課で連携し対応していきたいと考えている。

- 3番**（杉本憲也君）こちらの根本にある貧困の問題は、全庁的、全市的に早急に取り組む課題かと思うので、こういった端緒をしっかりとつかんでいただき、その方自身をサポートするだけでなく、それからさらに発展をして全市で対策を取っていただきたいと強く思う。

132ページ、市立保育園管理運営事業及び私立保育園の関係経費に関して伺う。こちらは令和5年1月23日に厚生労働省等が「保育所等における使用済みおむつの処分について」という文書を発信し、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨する旨が示された。それに伴い、本市における保育園や認定こども園でのおむつの取扱いや、それに伴う予算措置について伺う。

- 幼児教育課長**（山下匡弘君）おむつの取扱いについて、本市内の保育園については小規模保育

事業所3園と認定こども園1園でおむつの園回収を行っている。それ以外の私立保育園及び公立保育園については、今後実施について協議するとともに、公立の実施に当たっては、これから実施するに当たって何が必要なかを検討してまいりたいと考えている。

○3番（杉本憲也君）今、公立については検討していくということである。今調査をし始めたばかりかと思うが、現状分かる範囲で、これの事業を実施するに当たって乗り越えるべき課題としてはどういった部分を考えているか。

○幼児教育課長（山下匡弘君）まずは、おむつをどう保管しておくかという部分と、あとは処理に当たり、民間では事業者と契約して回収しに来てもらっているそうである。この中で、伊東市として実際にそういう回収を毎日お願いするのかとか、あるいは一般のごみとしてごみステーションに出せるのかとか、その辺内容的にも外部的にも実施についてどのようにすればできるのかというところは準備する必要があると考えている。

○3番（杉本憲也君）この点について今検討を始めているということであるが、伊東市としておむつの園処分の必要性についてはどう考えているか。

○幼児教育課長（山下匡弘君）厚生労働省からもその辺は推奨するという発表があり、その中で、当然おむつは園で廃棄したほうが保護者が持ち帰らず済むところがある一方で、持って帰っていた理由が、便の様子を保護者にも把握してほしいというところがあった。便の様子などは保育士からお母さんに伝えることによって解消できると思うが、やはりおむつを持ち帰りながら買物に寄るケースもあると思うので、そこは園で処分したほうがいいのかと考えている。

○3番（杉本憲也君）必要性は感じていただいているということであるが、スケジュール的なところで、今構想的にいつぐらいまでに実現させたいということがあるか。

○幼児教育課長（山下匡弘君）まず、実施するに当たっては、現場で何が必要かというところでは、当然おむつの保管場所をつくる、ほかに臭いとかが出ないように工夫も必要であるし、業者に回収してもらうのであれば予算が必要であろうから、少なくとも来年度予算に計上するのがスケジュール感として一番考えられるのではないかと考えている。

○3番（杉本憲也君）来年度というと、令和5年度に補正予算で計上していく形なのか。

○幼児教育課長（山下匡弘君）令和5年度の補正ということが考えられるし、令和6年度当初予算も考えられる。

○3番（杉本憲也君）この問題については早急に対応いただくことがいいかと思うので、ぜひお願いしたい。

最後に1点、その3の29ページ等に一時預かり事業についてがあるので、その点について現状把握とともに伺う。現状、伊東市ではホームページ等を見ると、利用できる対象となるのが保育所や幼稚園に通っていない1歳以上からの就学前の児童とされている。この1歳以上と

というのは、ゼロ歳児はリスクが大きいということもあり一定の合理性があることは理解する。ただ、その中で基準日が4月1日時点で1歳になっているので、4月2日以降に生まれた方は、幾ら4月2日、3日になって1歳になったとしても、この一時預かりの制度が使えないという不具合が生じてしまっている現状にある。子育て支援や利用者の利便性向上、まさにこの一時預かりは本当に子育て支援にとって非常に有益なサービスかと思うが、こういったところ、また、さらには民間園の経営に関するこういった、本来であれば見られるのにこの基準があるから見られないということは、非常に経営を圧迫することにもつながる。こうした障壁除去の観点から考えれば、基準日を緩和して、使う時点で1歳に達していれば利用可能とすることが本市にとって非常に有益であると考えるが、こうした取組、制度の緩和について、次年度はどのように考えているか。

○**幼児教育課長**（山下匡弘君）一時預かりについては、当初待機児童対策ということで開始されたと聞いている。現状の幼稚園、保育園の年齢基準となる4月1日を基準に満1歳以上を一時預かりの対象としているが、利用日時点で1歳とすることで対象が拡大される。ただ、拡大に伴って、預かる側としてどんなことが今に加えて必要になってくるのか、この辺を調査していきたいと考えている。

○**3番**（杉本憲也君）前向きに制度が変えられるのであれば変えていく方向でいるということでもいいか。

○**幼児教育課長**（山下匡弘君）そのように考えている。

○**5番**（佐藤龍彦君）説明書25ページ、子育て支援の入学祝金贈呈事業、これは小学校、中学校の高学年で、小学校は中学校に進級する新入生の子供1人につき5万円ということで、これも1つの経済対策なのかと思うが、今回こういうものをやるということを決めた理由をもう少し詳しく教えてほしい。

もう1点は、29ページの市立保育園管理運営費の中のICT導入事業であるが、来年度は富士見、広野、宇佐美保育園にてICTを導入ということであるが、これも具体的にどういったものを導入して業務の簡素化を図っていくのかということをもう少し詳しく教えてほしい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）初めに、入学祝金贈呈事業について説明する。入学祝金贈呈事業については、令和4年度の新規事業として取り組んでいる事業である。この事業を実施する経過としては、小学校ではランドセルのような入学に関わる準備に費用がかかること、中学校に行くとき制服等の入学に伴う費用がかかるという中で、その方々に対してこのようなお祝いを贈呈した中で、お祝い金であるから何に使っていただいても構わないが、そのような費用の足しにしていただければというところで始まったものである。

来年度予算については4,025万円を計上しているが、そのうちの4,000万円が贈呈

事業の経費になり、対象人数は800人を見込んで計上している。

○**幼児教育課長**（山下匡弘君）続いて29ページ、市立保育園ICT導入事業について詳細をとのことである。この598万円については、まず、199万1,000円が3園に係るWi-Fiの設置工事、135万6,000円についてはICTの業務支援ソフト、そして263万7,000円が業務を行う職員室に置くパソコン及び園で先生が持つiPad、登降園を管理するiPad、合計7台の費用となっている。

○**5番**（佐藤龍彦君）入学祝金は分かった。

ICT導入でWi-Fiとパソコンのソフト、PCとiPadを導入することで簡素化が図られることを、一応今のところもくろんでいるということであると思う。そういった業務改善の期待をするところでもあるが、例えば、いわゆる監視カメラみたいなものも導入する形になるのか、それともしないで、そこは目視でしっかりとやっていくのか、その辺教えていただきたい。

○**幼児教育課長**（山下匡弘君）こちらについては監視カメラは含んでいない。支援する業務は、普通の登降園管理であるとか、お子さんの様子を記録するとか、そういうところになるので、外から園内で不適切保育が行われたか否かのような監視をするものではない。

○**6番**（田久保眞紀君）説明書25ページの子育て支援事業で、2点確認する。

まず、子育て支援アプリ活用事業となっているが、スマートフォンで見られるとのことであるが、具体的に配信して情報を見られる以外に、何かアプリでできるものは予定しているのか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）アプリについては、委員言われるとおりに子育て支援課に限らず、市内全庁的なものを集約して発信しているものになっている。その他の使い道としては、うちのほうから情報発信という中で、例えば健診の案内をメール機能で発信したり、制度的に大きな改正があったときにはそれを一括して配信する、メルマガのような機能があるので、そのような活動をしている状況である。

○**6番**（田久保眞紀君）発信がメインということであるが、拡張機能というわけではないが、例えばイベントがある等をお知らせして、せっかくアプリであるのでそこから申込みができるとか、何かの予約ができるとか、何かの申請ができるとか、やはりそういうこちら側の操作で便利なものがないと、アプリやメルマガは、見る一方ではちょっと使い道としては。できればキャッシュレス決済もあって何かの料金が払えるとか、アプリは拡張可能であると思うので、最初の性能設計で全部押し込まなくても、将来的にはここまでやりたいという形を伊東市のほうである程度設計して、今回はここまで、今回はここまでということでもいいと思うが、そのような形のものには予定としていかがか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）委員言われるとおりに、いろいろこのアプリの業者が開発したパ

ッケージの中で、それぞれ拡張機能もあるので、その辺をまた確認しながら、よりよいアプリの発信に努めていきたいと考えている。

○**6番**（田久保眞紀君）子どもの居場所づくり事業は今7か所で実施ということであるが、具体的にどこで、どれくらいの頻度か。要するに、毎日なのか、週に何回という形になっているのか。支援しているのは団体に対しての支援か。その辺を教えてください。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）現在7か所で行われており、そのうちの2か所が松原区で行われており、その他は1か所ずつであるが、宇佐美区、岡区、川奈区、八幡野区、十足区の地域で行われている。実施主体としては、区がやっている子供食堂もあるが、その他は任意団体と個人でやっているところも1か所ある。回数は、多いところは月に2回から3回行っているところもあるが、ほとんどのところが月1回程度行っている。

○**委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。

10分間ほど休憩する。

午後 2時11分休憩

午後 2時18分再開

○**委員長**（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費のうち、第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は147ページからになる。発言を許す。

○**5番**（佐藤龍彦君）説明書は6ページ、まず親性準備教育事業で本年度の実績と、親性準備教育としてどういったものを特にメインとして力を入れてやっているのか、その辺をお願いする。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）親性準備教育事業は、10代の若い世代に対して、妊娠、出産に対する正しい知識、母性、父性の教育を実施することで、責任を持って積極的に子育てに向かえるような力を蓄えてもらいたい目的で実施している。今年度の実績は実施途中のためまだないが、令和3年度の実績は、南中学校と伊東高校城ヶ崎分校、伊東高校定時制などで実施している。

○**5番**（佐藤龍彦君）分かった。どう親になっていくかということの準備として正しい知識を学んでいく場ということで、例えば将来的に虐待防止につながることでこういったことが進められていると思うが、それで間違いはないのかということと、令和3年度に行った実績の中で、例えば受講した生徒たちからの感想はアンケートの形で取っているのか、もし取っているのであれば、そういったものをどう参考にこれまでやってきたかを教えていただきたい。

- 子育て支援課長**（石井弘樹君）この事業について、先ほど説明したとおりの目的で実施しているが、委員おっしゃるとおり子供の虐待防止の観点も一つ意識した中で事業をやっている。アンケートについては、一つの授業として時間を取っていただいているので、その後はアンケートを必ず実施している。今アンケート内容、実績も手持ちの資料としてはないが、アンケートの内容を踏まえて講義内容に反映しているというところで理解願いたい。
- 5番**（佐藤龍彦君）その1つ下の思春期保健相談窓口事業も、多くを悩む思春期の子供たちのために設けられた事業だと思うが、今年度の実績等が分かれば教えていただきたいのと、相談窓口に立つ相談を聞く係の人たちは現在どのぐらいいるのか、その人たちはどのように選ばれているのか。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）思春期相談窓口事業は、第二次性徴期に当たる中学生、高校生の思春期の方々を対象に、心身に関する様々な不安や悩みを聞いて対応するために行う事業になっている。相談事業は社会福祉協議会に委託しており、思春期保健相談に関する知識を有する者ということで、研修等を受けていただく中でやっている。これも昨年度の実績になるが、延べ106人で、その前の年の数字はないが、かなり相談者数が増えた実績になっている。これはSNSを使ったLINE等でも相談を受ける形にしたことが大きな増加の理由になっていると考えている。
- 5番**（佐藤龍彦君）分かった。確かに意外と思春期に思い誤っているいろいろな変な行動を取ってしまうことで、なくならなくてもいい命がなくなっていたこともあったりすると、こういったセーフティーネットが結構重要になってくると思う。近年はLGBTQといった性的少数者で悩んでいる子たちが、カミングアウトできないことでかなり悩んでいると思う。そういったことでもこういった窓口は活用されてきているのか、その辺は把握しているのか。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）私にも毎月報告が来るので相談内容は目を通してはいるが、私が見ている範囲になってしまうが、LGBT関係の相談はあまりない中で、大きな相談内容としては、恋愛関係とか性に関するものが多くなっている。
- 5番**（佐藤龍彦君）どうしても性的嗜好というのは言い出しにくいところがあり、こういう窓口があったとしてもできないところもあると思うが、そういう子たちも多分探していると思うので、優しく知らせることができる周知方法はぜひ考えていただきたいが、今まで相談がなかったとの今の課長の答弁の中では、周知の仕方の方法の検討はされなかったのか、もっと深いところまで届くような方法は考えられなかったのか、その辺をお願いする。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）昨年はかなり件数が伸びたところで、それ以前は少数であったが、相談は決してなかったわけではなかった。さらなる相談窓口を周知するために、LINEでの相談ができることや商業高校に出向いて実際にチラシをまくといった対応をした結果増え

たと感じている。

- 5番（佐藤龍彦君）分かった。中高生が対象と伺ったが、近年だけではないと思うが、小学校
中学年もしくは高学年の子たちもだんだんと体の成長に合わせていろいろと悩むことが増える
と思うが、そういう子たちへの対応はここではない別の形でやっているのか、そういったとこ
ろへの拡充は検討しなかったのか、その辺をお願いする。
- 子育て支援課長（石井弘樹君）この窓口は第二次性徴期のところでやっているの、基本的
には中学生、高校生ぐらいが対象であるが、小学校高学年ぐらいになると体も成長してくるので、
今後、周知活動も含めて拡充については検討していきたい。
- 3番（杉本憲也君）事項別明細書150ページ、不妊・不育治療費助成金について伺いたい。
今回、積算根拠となっているかと思うが、最新の利用状況を伺うとともに、予算額としては4
倍でニーズの高さをこの予算額は感じる。4倍にした意図と、助成金をいかに適切に必要とし
ている方に執行していくかを含めた課題について伺いたいことと、この助成金の申請書類の提
出場所や提出方法も併せて伺いたい。
- 子育て支援課長（石井弘樹君）不妊・不育治療費助成金の予算の経過は、令和3年度は当初予
算で800万円を予算計上している。令和4年度の当初予算は300万円で、減額の理由は、
令和4年4月1日から不妊治療が一部保険適用になるところで、助成額が減るとの見込みの中
で減額した経過になっている。令和5年度は1,200万円を計上しているが、今年度予算は
12月補正で900万円を増額して、結果的には来年度予算と同額という状況になっている。
本事業の具体的な経過は、令和4年4月から不妊治療が保険適用されるところでいろいろ報
道等がされていたが、実際に私どもが見ていて、適用条件、保険適用外の治療がかなり多いの
ではないかというところで、令和4年度予算は300万円で確定したが、その後も引き続き本
市の助成内容は継続してきた。その中で制度においては、自己負担額は、保険適用になると言
われて自己負担が減ると言われていたが、私どもの見込みの中では基本増額する方が一定数い
るところを見込み、ぎりぎりまで本市の助成内容を検討して、増額したほうが不妊治療を望む
方にとっては役に立つとの中で、1回当たりの助成額を12万円から30万円、総額の上限額
を108万円から150万円に引き上げた。そのため令和5年度は制度と実績に合った額で計
上しているものになっている。
手続の提出場所、方法については、事業内容や支出金額等を確認するために領収書の添付を
求めているが、これは郵送等ではなく窓口で手続をしていただくことで、子育て支援課の窓口
で手続をしている。
- 3番（杉本憲也君）今の答弁のとおり、本当にこれは子供を望む方にとってはありがたいと、
実際にそれを使って妊娠した方からも感謝の言葉をいただいている。人によっては700万円

以上を不妊治療に使われている方も当たり前のようにいる世界の中で、こうして年齢制限もなくやることは本当にありがたいことであるが、一方で、使いやすく予算を執行していくことから言うと、提出場所については、現状は確認のため仕方がないのかもしれないが、市役所の子育て支援課まで来ないと提出ができないところが精神的にも大分ストレスになっていて、市役所まで行くのもかなり大変との声を伺う。

また、提出する際に、妊娠している方と恐らく同じフロアでの窓口の受付になってしまうので、ある方に言われたが、不育治療をされている当事者の方は相当なプレッシャーを感じたり、窓口に行きにくさを感じるとの声も実際に聞いている。こうした障壁を取り除くことが適切な予算執行に必要と思うので、安全な制度利用の観点から、窓口をパーティションで仕切ったりとか、妊娠した方と不妊・不育治療の申請をされた方がバッティングしない配慮の運営が求められると思うが、そのあたりはいかがか。

- 子育て支援課長（石井弘樹君） 1点、先ほどの質疑の中で答弁漏れがあったので付け加える。最新の申請状況は延べ件数が98件で、支出金額が925万773円が3月8日現在の最新の情報になっている。

申請場所については、中にはデリケートな話になるところもあるので、子育て支援課内にはパーティションで仕切られた相談窓口を2か所ほど、小さいスペースをつくってある。基本的には不妊治療の申請時には、その辺を配慮した中でそのスペースを使って対応する。男女関係ないとは思いますが、なるべく女性職員、保健師が対応する配慮もした中で対応している。設備上、役所の機能上、なかなか仕切られたものを設けるとい、限られたスペースの中で対応しているので不便はあると思うが、そのような形で配慮した中で現在も行っていることで理解願いたい。

- 3番（杉本憲也君）現状は設備上の問題もあり、最大限の配慮はということであるが、例えば提出場所について、あらかじめ提出することが分かっていたら、職員の負担にはなるが、最寄りのコミュニティセンター、生涯学習センターで申請受付をすることもできることを提案したい。

またあわせて、先ほど金額を私は言ったが、この助成額は大変ありがたいが、それを超える負担が実際に生じている。それを補うために県としても特定不妊治療費助成制度を併せて行っており、これとセットで申請する方がほとんどだと聞いているが、現状は伊東市民は熱海市の保健所まで申請しに行かなければいけなくて大きな負担となっているので、なかなかそこまで行けないということで県の助成金も諦め、市のほうも諦めてしまうケースがあり得ると思う。不妊治療をする市民の負担軽減を図るために、本市の助成金と県の助成金の申請を同じワンストップで申請ができる形を県と調整をすることが重要だと思うが、そういった取組は今後考え

ているか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）今回、保険適用になって、今年度はまだ続いているが、県の補助金もなくなる見込みになっている。あくまでも今年度続いているのは、昨年度から継続して治療している方は県の助成対象とするが、本年度、令和4年4月以降に治療を始めた方は県の補助金は対象でない。先ほど市の助成金拡充の理由を述べたが、一つの大きな理由として、県の補助金もなくなるから、その分、市が丸々それを肩代わりすることはできないが、市のほうでなるべく見てあげるところも大きな目的としてやっている。今のところ県の助成金はなくなる見込みで、今年度いっぱい県の不妊治療の窓口は閉鎖し、手続は行われなくなることになる。今後、不妊治療を受けた方は市の窓口で申請してもらうことになると考えている。

○**3番**（杉本憲也君）県がなくなってしまうのであれば、余計に提出しやすく、利用しやすく、また、制度内容の拡充も含めて年度内での制度設計の変更と迅速な対応も含めてお願いしたい。

152ページのいで湯型デイサービス事業について、予算額が増額しているが、次年度の事業概要、この事業の課題、充実化、利便性向上のための新たな工夫を何うとともに、この事業については、例えば差額を支払えばそのまま宿泊できる取扱いや、実際に利用された方は、すごくいい事業だったので複数回利用可能としてほしいとの声、産後ケアのために整体を取り入れてほしいなどの声をいただく機会が、先日私も視察に行かせていただいた際に声を伺ったが、そういった声の対応や周知方法はどうか、併せて何う。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）妊娠・出産・子育て応援事業は、今年度から名称変更したが、この事業はなるべくニーズに合った、既存事業を見直ししながらよりよいものに努めていくところで、毎年拡充したり、新規事業を開始することに努めているが、その中でいで湯型デイサービス事業は特に人気のある事業で、募集をすると毎回のように入選になる現状もあることから、年8回の実施を令和5年度は10回実施するところで拡充をした。

会場についても、現在は市内の宿泊施設3か所で実施しているが、もう1か所程度増やした中で対応するところで、受託者である旅館ホテル協同組合と協議した中で中身を検討している。利便性向上については、内容はスケジュールを組んでやっているが、例えばせっかく伊東市内の宿泊施設でサービスを受けて、そのまま例えば夕方から旦那さんが合流して、1泊していきたいときには、実費を払う条件になるが、そのようなサービスを今考えている。そこのあたりを旅館組合と検討しながら実現化に向けて取り組んでいきたい。

また、産後ケアについても今回はホテル型デイサービス事業ということで、今までは医療機関と自宅に助産師が出向いてもらうことでやっていたが、いで湯型デイサービス事業の好評性を取り入れて、自宅でもなく、医療機関でもなく、宿泊施設でやったらどうかというところで計画した。このように妊産婦のニーズを聞きながら、事業に反映できるように今後も取り組ん

でいきたい。

- **3番**（杉本憲也君）次に聞こうと思ったホテル利用型デイサービスも答弁いただきありがたい。こちらは新しい制度になると思うが、スタート時期や利用料金等の運用はいかがか。
- **子育て支援課長**（石井弘樹君）産後ケアのホテル型デイサービス事業は新規事業で、これも旅館組合に委託をして実施する。利用者は、旅館組合に申込みをしていただいた中で、旅館組合で主に助産師と連絡を取り合い日程を調整して、調整を行った日に指定された宿泊施設に向いてサービスを受けることになっている。費用は自己負担は500円を予定している。
- **委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- **委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は255ページからになる。発言を許す。
- **2番**（長沢 正君）事項別明細書270ページの情報教育推進事業の中のパソコン移設業務委託料731万5,000円は、議場の説明で小学校からパソコン教室へと saying いたが、この詳細を聞かせていただきたい。
- **教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）情報教育推進事業の委託料、パソコン移設業務委託料は、パソコン教室で使用する教育用パソコン、今、小学校、中学校ともにパソコンが入っているが、現在、中学校のパソコンが再々リースの形でかなり古いものをそのまま使っている。その中で、小学校がまだ契約の途中になっているので、中学校に移設してそれを使っていく。

その理由は、今、GIGAスクール端末が児童・生徒に1人1台になっているので、小学校でパソコン教室でやるのがかなり少なくなっている。小学校ではパソコン教室のパソコンはほとんど使っていない状況があるので、それをうまく、リースアウトまで期限があるパソコンを中学校に移設して、中学校ではまだパソコン教室でプログラミングをやっているの、それを活用することで今回ここを計上している。
- **2番**（長沢 正君）全く予想どおりであったが、もう少し具体的にどこの小学校から中学校で、何台かまで分かれば教えてもらいたい。
- **教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）現在、小学校のパソコンが345台ある。これを各中学校に45台、1クラスがそこで対応できる台数を移設する。残りについては、数は少なくなるが小学校でも少し使える環境はつくっておくことで、台数的には345台のうち225台を、45台掛ける5校に移設することになる。
- **1番**（鈴木絢子君）258ページの教育指導費、扶助費について伺う。要保護及び準要保護児

童生徒就学援助費である。昨年は3,500万円の予算であったが、今回は4,399万円で、就学支援を受けている方はどのくらいの人数を見込んでいるのか、全体の何%ぐらいなのかを教えてください。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）現在、児童・生徒のうち13%以上の方がこの制度を活用している状況にある。

○**1番**（鈴木絢子君）昨年13%と聞いて、予算が上がっているということは、受けられる人数の割合が増えていると思ったが、そのあたりはいかがが。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）増額の要因は、毎年、国の基準でいろいろと単価改正がある中で、その差額分が増えたことと、あとは修学旅行費も就学援助の対象になる。令和4年度は、コロナ禍における予算の見込みの中で、宿泊をしないところの予算を立てたが、コロナ禍の状況に合わせて宿泊を今後するとの見込みが増えている状況もある。また、それに付随して社会見学等も、今学校では日帰りで行っているが、宿泊も過年度はやっていたので、そういうものも含まれている。あともう一つは、コロナ禍で例年この予算的なものが少し圧縮されていた状況もあるので、予算要求でここら辺をもう少し増やしてほしいとの中で今回増額の要因となっている。

○**1番**（鈴木絢子君）人数が増えているわけではないということが分かった。ありがたい。

続いて、262ページのICT活用教育推進事業、予算案説明書その3では6ページになる。昨年度から60万円弱の増額になっており、ICT支援員の人数はあまり決まっていない。前回補正予算でもICTのヘルプサポートデスクがなくなったという話を伺って、ICTを活用するに当たり、いろいろな地域で格差が生じていることを心配する記事とかがあるが、このあたりはICT支援員1人で大丈夫か。あと、60万円の増額要因は、人数は変わっていないが、時間数が増えたのか、そのあたりを教えてください。

○**教育指導課長**（関野耕一君）ICT支援員は1人であるが、年間の日数が今まで120日だったものを125日と増加したところの増額と、それから授業目的公衆送信補償金といって、著作権法の関係でタブレット等を使ったときにこの許可が必要になるので、小学校だと120円、中学生だと180円掛ける人数分を乗じた数が増額要因となっている。また、他市町との関係で、1人で大丈夫かというような質疑であるが、多ければ多いほどいいが、小・中学校に堪能な教員もいるので、そういったものの研修等も行いながら、また支援員の充実等もできるだけ充実していけたらと考えている。

○**1番**（鈴木絢子君）予算案説明書その3の4ページ、教育支援事業の通級指導教室支援事業について伺う。先日、大綱のときに伊東小学校が発達2のことばの教室が1、南部のほうが大池小に通えるようになったという話を伺ったが、通級に通われている児童は全部で何人ぐらいい

るのか、また、昨今の推移状況を教えていただきたい。

○**教育指導課長**（関野耕一君）通級の人数は、その時々によって来年度的人数が増減しているので、正確な数は申し上げられないが、各学級、大体20人から24人前後で推移しているので、伊東小学校でいうと、通級が40人ぐらい、ことばが20人前後、大池小学校も同じく20人から24人、南中学校については2学級あるので、大体40人から四十五、六人で推移していることになるかと思う。ここ数年の推移は、増加傾向にあるので、以前は西小学校に通級1学級、ことば1学級でスタートして、それが2学級、今、これだけの数になっているので、学級数だけを見ても、当然、人数で学級数を掛けていくので、こここのところの推移としては、通級に通われている生徒は多くなっている。

○**1番**（鈴木絢子君）市内全域で小学校、中学校合わせて通級学級に通われている子供は何人ぐらいいるのか。

○**教育指導課長**（関野耕一君）来年度の予想数は、通級、ことばも合わせて、小学校では100人から120人だと思う。中学校については、発達通級のみなので、先ほど話したように40人から45人になると思う。

○**1番**（鈴木絢子君）264ページ、育英奨学基金積立金が昨年510万円から840万円に増えているが、増額理由を教えていただきたい。

続いて、268ページの小学校の学校施設改修等事業の小学校校舎照明設備は南小のLED化という説明を受けたが、こちらの詳しい内容を教えていただきたい。その事業は、工事期間はどのような期間になるのかも教えていただきたい。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）まず初めに、育英奨学基金の積立ての増額については、一番大きな要因として、平成29年度から新制度という形で奨学金の金額等を大幅に増額している。奨学金の返済になると、例えば大学なら4年を卒業したその次の年1年間の猶予を経て、翌年度から支払い、返金が始まるというシステムになっているので、今年度、令和4年度から、実際、そこら辺の増額の返金が始まっている。令和4年度予算では増額の分を予算の中で見込んでいなかったもので、来年度、令和5年度については、その分を実際どの程度増えるかというところを加味して計上している。積立金については、その返還金と同額を積み立てるとしてあるので、その増えた分が増額ということになっている。

あと、学校施設改修等事業の中の小学校校舎照明設備LED化ということで2,090万円の事業になるが、南小学校のLED化を進める事業になる。今年度の予算でトイレ改修を行って、トイレのところのLED化はもう済んでいるが、校舎の本体が進んでいないので、今後、各学校、順番というか計画的に行う中で、一番大きいところが小学校で、伊東小及び南小になるので、大きいところから先行してやっていく中で、将来的には電気代の節減につながってい

くことになると思うので、ここら辺を予算計上しながらやっていく。スケジュールについては、具体的にスケジュールはないが、できれば学校の授業に支障がないように、夏休み等をうまく使えばいいと思うし、事業的な中身からいって、はつったり、音が出るような工事がそんなはないという話も聞いているので、うまく土日を使ったり、そういうところの中で授業に支障がないような形の工事を進めていくような考えである。

○1番（鈴木絢子君）272ページ、中学校のトイレの改修工事について伺う。前に半分のトイレを改修という話であったが、こちらの工事についても、授業に支障がない形でやるのかという確認と、同じページの中学校旧校舎解体工事、北中の旧校舎の解体ということも生徒に影響がない形でやっていくのかというスケジュールを教えてください。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）まず、中学校のトイレ改修工事は南中を実施する。これは2か年計画で考えている。南中は大きいので、1度にできないということがあるので、ここら辺は2つに分けるような形になる。その中で、できれば学校の授業等に支障がないところで、夏休みを中心にやっていくような形になると思うが、スケジュール的には決まっていないのが実情である。もう一つ、中学校であると受験があるので、なるべく3学期にはかからないようなところの中で、この改修を進めていく必要があると思っているので、今後、スケジュール的なものを具体的に検討していくという形になる。

次に、中学校旧校舎の解体工事請負費については、今、北中学校の旧棟が残っているので、少し古くなって、老朽化が進んで、危ない状況もうかがえる中で、これを解体していくという形になるが、このスケジュール的なものも、先ほどの南中のトイレのような形で、なるべく支障がないような形と受験というところも、いろいろと確認しながら、なるべくスピーディーに、支障がないような形でスケジュールを組んでいく。

○1番（鈴木絢子君）最後に、1点質疑する。予算案説明書その3の26ページ、27ページの学校給食の地産地消について伺いたい。毎年、地産地消の食材の購入費で、例えば今年度であったら1,100万円という総額の費用が計上されている。26ページと27ページの来年度の地産地消のところを足すと、大体1,190万円という額が出てくる。今、物価高騰などもあって、給食費も高騰分を支給するという形になっている中、そこまでの額が上がっていないところに地産地消部分の買える量とかも減ってきてしまうのかなど思ったりするが、この積算はどういった感じで、物価高騰なども見込んだ上での積算なのか教えてください。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）今、委員言われたように、地産地消についても物価高騰を少し反映しているような状況もある。実際に、来年度、物価上昇分も5%程度見込んでいくということになるので、そこら辺については、物価上昇の分と地産地消の分を金額的にはこういう分けをしてあるが、そこをお互いうまく使いながら、ここの中で地

産地消もやりながら、物価高騰に対応していくという考えでいるので、それを見込んでいくところが1つあるし、今、いろいろと食材の関係でやっていく中で、例えば学校の調理場でいうと、結構、作っている農家さんたちが児童・生徒のためにいろいろと工夫してもらいながら、安く入れてもらったりとか、実際、そういう気持ちで作ってくださる方もいるし、いろいろ見積り合わせ等をやる中で、そんなに高くないような状況もあったり、高くないというか、ある程度抑えてくれるような工夫も各業者さんがしているので、使うものについては、一時期、ウナギとか地元産のサザエとか、そういう高額なもの、ウナギ等もかなり上がっている状況もあるが、そういうものを今後どうしていくかというのは、また栄養士がいろいろ考えていくと思うが、なるべくいいもので、お金も高額ではないもので、地元産のものをなるべく使っていくという考えの下で事業費を予算計上している。

- **3番** (杉本憲也君) その3の1ページ、こちらの児童・生徒・園児数及び学級数のデータになるが、こちらを見ると、次年度、中学校の学級数の増減があり、担任の先生の数が対島中学校や門野中学校で減少が予想されている。そこで危惧するのは、ずっと私は言っている免許を持っている先生が足りないというところの免許外教科担任の制度の部分になるが、この免許外教科担任の状況、人数とか教科について、今年度の実績を踏まえた中で、次年度の見通しについて伺う。
- **教育指導課長** (関野耕一君) 今年度は免許外の非常勤という形で会計年度任用職員が入っているのは、現在、宇佐美中の技術、北中の数学、対島中の理科、社会、門野中の技術となっている。来年度見込みであるが、宇佐美中学校については同じく技術と美術、北中学校については数学、美術、対島中学校については社会、理科、門野中学校は美術という形で、来年度は市、県を合わせて免外の会計年度任用職員が担当できる実数は今年度より若干増えているところである。そうなるので、来年度、学級が減ったり、免外の人数が増える分、基本的には正規の職員が免外の教科を持つ可能性は少なくなるが、この後、各学校で時間割を作成するので、この作成の仕方によって、大幅に軽減されるのか、もしくは今年度並みになるのかというあたりは、今のところ、見通しが立てられない状況であるが、市教委としては、できる範囲のところは策を施したいということでご理解いただければと思う。
- **3番** (杉本憲也君) 今、解消に向けての取組ということで、会計年度任用職員と言われたかと思うが、こちらは全て市費での会計年度任用職員になるのか、県費になるのか。
- **教育指導課長** (関野耕一君) 今年度は全て県費になる。来年度は市費の部分も入るが、市費の免外というところでは、予算取りはしていないので、そのあたりは支援員とか、いろいろなものを組み合わせて、できる範囲の対応をしていくと理解いただければと思う。
- **3番** (杉本憲也君) まだ人事案が出ていない状況というところもあるかと思うので、こちらで

子供たちの学びに支障がないように、県費が出ないのであれば市費を積極的に投入して、困らないような形で学びの充実をお願いしたい。

学びということであると、事項別明細書の258ページに、田方地区教科用図書採択連絡協議会負担金が今年度新たに計上されていると思うが、こちらの負担金の概要とか、この会議体の構成メンバーや会議のスケジュールについて伺う。

- 教育指導課長**（関野耕一君）教科書採択の関係については、4年に一度、教科書を採択しなければいけなくなっていて、その際、田方地区の市町村から、今までであると、教育長とか校長、保護者代表が集まって、そこで協議会を行う。その際の旅費等を各市町が負担するので、その負担金をここで支出している。今までのものについては公開となっているので、今まではそういうことだと伝えられるが、来年度行うものについては、今後、協議会等を行う中で、様々なことを決めていくので、今の段階では、今まではこういう形で進められたというところまでしか答えられない。
- 3番**（杉本憲也君）こちらの会議体は田方地区の各市町から来るということになるかと思うが、伊東市からは、例年、何名ぐらいの委員が行かれていますか。
- 教育指導課長**（関野耕一君）今までのケースでいくと、教育長、校長会の代表、保護者代表ということで3名が参加している。
- 3番**（杉本憲也君）この3人というのは、構成メンバー全体で、大体、各市町3人ずつぐらい出ているという形か。
- 教育指導課長**（関野耕一君）田方地区の各市町の学校数等で決めているので、最高で3人、一番少ないところは1人という市町もある。
- 3番**（杉本憲也君）分かった。最適な教科書をぜひ選んでいただきたい。

次に、事項別明細書の262ページに教材費があるので、こちらで伺いたい。昨今の半導体不足とか原油価格の高騰の影響で、実は学校で使う教材も影響を受けているというところの部分で伺いたい。教材の価格が高騰して、従来の教材が使用できないという学びの質に関わる問題が現場で発生しているという話を聞いている。一例を挙げれば、市立中学校に通う生徒さんから直接原稿を頂いたが、中学校の技術科で、半導体が価格高騰等でなかなか手に入らず、教材で使えず、以前と同じ水準の教育が受けられていないので、何とか教育水準を保てるように改善をお願いするという要望を直接いただいた。そこで、伊東市の学びにとって重大な問題であるこうした物価高騰の影響を受けて教材が確保できないという問題に対して、教育委員会として把握されていたり、対策について、令和5年度予算での対応を含めて本市の状況を伺う。

- 教育指導課長**（関野耕一君）262ページの教材費については、ここは教育指導課のほうで通級指導教室の備品等も計上してあるので、指摘のあった技術科等のものについては、この予算

には含まれないということになる。ただ、指導課のほうで把握しているところまででいくと、学校ごとに学級費を徴収しており、個人に帰るものは、その学級費の中から支払う。また、今年度の決算を見て、来年度、足りない部分があれば、学級費を各学校が決めて多少上乘せするというものになっているので、もしかすると、その部分は若干値上げをする学校があるかもしれないが、指導課で把握している範囲では、大きな問題ということでそこら辺のことは挙がっていない。

○**教育長**（高橋雄幸君）今、教材の話があったが、学びについては、基本的に学習指導要領に基づいて授業を進めていく。それで教材を使うわけであるが、どの教材を使うかについては学校で柔軟な対応をしていくということで、基本的な教材の品目というのがあるが、これに基づいてやるが、なければ、各学校で工夫して授業に取り組みなさいと、法的には何を使ってやるというのは決まっていないので、非常に工夫しながら学校で取り組んでいるという状況がある。とはいっても物価高騰であるので、保護者に負担をかけないように、学校現場もしっかり工夫しながら、また教育委員会としても支援できるところはしっかりと支援しながら、質の高い授業を今後もしっかり担保していきたいと思っている。

○**3番**（杉本憲也君）今、教育長が言われたとおりで、工夫されている部分は工夫でいいが、ここにも限界があり、半導体がないとどうしても技術科でできないという授業もあるそうなので、ここは教育委員会としても、子供の学びがストップしないように支援をお願いしたい。ここは今まではあまり見えてこなかった部分かと思うので、よろしく願います。

同じ262ページ、中学校の部活動補助金、こちらの現状、希望する部活動がないことを理由として、学区外の中学校に通っている生徒さんは一定数いるということを知っているが、この補助金は各学校に支給されるが、希望する部活があって、そこに対してということがベストかと思う。そういった観点で、学区外の中学校に部活がないことを理由に通っている生徒さんの状況、人数とか該当の部活動について分かったら伺いたい。

○**教育指導課長**（関野耕一君）現在、市全体で16名ほど指定校以外の学校に部活動を理由にして通っている生徒がいる。その部活動であるが、陸上が5名、野球が4名で多くなっており、それ以外にはバレーとかバドミントン、水泳、陸上等、それぞれ1名ずつ、様々な部活に該当する生徒がいる。

○**3番**（杉本憲也君）16人という数字を多く見るか、少なく見るかということで、その方にとっては重要な部分で、部活動というものが学びの中でも重要な位置づけをしている証拠になると思うが、そうした中で、伊東市の教育委員会として、こういった問題が発生していることについても、仕方がないと見るのか、何とか改善できる部分は改善していこうというのか、こういったものに対する対応の方針はどのように考えているか。

○**教育指導課長**（関野耕一君）現在、部活動の在り方検討準備委員会を設けて、運動部、文化部関わらず、生徒が自分のやりたい部活ができる場を用意しようということで、今、検討を進めている。来年度、準備委員会から在り方検討委員会に形を変えて、場合によって、開催は3月のほうがいいのか、学校関係者だけになっているが、どのぐらいまで広げるかということで検討を進めていきたいと思っている。

○**3番**（杉本憲也君）現場の声を聞いていただいて、こちらも子供たちが困らないようお願いしたい。

一旦、最後にするが、262ページに外国語指導者の配置事業があり、静岡県ではALTの先生の削減のニュースが報じられて、心配する市民の方もいる。ここで、本市のALTの配置に関して、現在、人数として適当であると考えているのか、今後、予算的な理由で削減される可能性やおそれはないのか。もう一つが264ページの育英奨学基金積立金について、今回、積立ての方針、幾らぐらいまで積み立てて、どういった形で運用していくのかという方針について伺うとともに、なかなか不用額が多く出てしまうという状況の中で、議場でもあったが、奨学金の制度の拡充の必要性について伺いたい。

○**教育指導課長**（関野耕一君）ALT、外国語指導者配置事業について、私から答えさせていただきたい。現在、令和2年度から6人がALTとして伊東市内で勤務している。インタラックというところにプロポーザルで委託をしているが、今のところ、この人数を削減するとか、変更するという可能性は考えていない。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）育英奨学金の積立金の幾らぐらいまで積立てをとという質疑であるが、育英奨学金の積立てについては、先ほども少し説明したが、返還額と同額を積み立てており、また併せて、利息や寄附金、そういうものがあつた場合も同等に積立てを行うことで、基金残高の減少を防いで、また、安定かつ長期的に奨学金貸付の原資となるように努めているのが現状である。現状、積立金については、今の5,000万円程度が現状の中では積立ての金額かと考えている。また、その後も今後の拡充等の必要性については、ここら辺については今後どうしていくかというのは、どの程度、どういうニーズがあるかというのを把握する必要もあると考えている。また、県内市町、ほかの市町の奨学金の制度の動向とか、そういう家庭のニーズを把握する中で必要な制度は、例えばで申し訳ないが、給付という形を今後取っていくのか、今の貸付金を増額するのか、現状のままでいくのか、そういうものをどこかで実際検討していく必要があるとは考えている。

○**3番**（杉本憲也君）今、制度そのものの在り方について、再度見直しの可能性も言及されたが、実際に、今、全くフラットであればフラットで結構であるが、こういった制度の見直しについて、スケジュール感を持ってやっていくことが大切かと思うが、話し合いをこのぐらいの時期か

ら始めていきたいという構想等があれば伺う。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）今のところ、そこら辺は具体的には決まっていないので、まずは利用者というか保護者の意見を聞くような形から始めていくのが一番いいとは感じているが、今のところ、具体的な取組がいつからというのは決まっていない。

○**委員長**（中島弘道君）10分間ほど休憩する。

午後 3時22分休憩

午後 3時30分再開

○**委員長**（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○**5番**（佐藤龍彦君）説明書は3ページで就学援助である。先ほど説明で13%の生徒が就学援助を受けているとのことであるが、この増減自体はどのようなになっているのか。来年度に向けては、ある程度幼稚園、保育園のお子さんも含めて調査は進んでいると思うが、その見込みも含めて、単価改正だけではない要因で増額になった理由をお願いしたい。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）先ほど鈴木委員のところでお答えできなかったが、認定者数が就学援助を受けるような形になる。それが令和4年度475人、3年度497人、その前が506人で、ここら辺で児童・生徒数が少し減っているのが令和5年度は470人ぐらいと思っている。

認定者率についても、令和2年度13.0%、3年度13.1%、4年度13.2%で、その前が8.幾つという数字であった。こここのところ13%が数年続いている状況になるので、そこら辺の中で年度としては最終的に大体470人ぐらいが認定されるのではないかと考えている。

先ほども説明したように、昨年度に比べてコロナ禍、いろいろな状況が動き出しているところもある。その分を予算に入れる中でいろいろ圧縮されていた部分もあるので、そこら辺を少し財政当局と調整しながら本来の形に戻すような中で、今回、このような事業費という形で出している。

幼稚園、保育園については、これはまだ4月認定とか7月認定、10月認定があるので、そこがどの程度反映されるかは分からないが、1月の段階では35人が認定を受けている。

○**5番**（佐藤龍彦君）例えば児童・生徒数が減っている中で昨年とほぼ同数になっていくということは、それだけ就学援助を利用する家庭がいるのかなど。パーセンテージだけで見ると変動はなくても利用者は増えることがあるのかなどという中で、ぜひ充実も図っていただきたいのと、調査をできるだけしっかりやっていただければと思う。

説明書9ページの学校統合通学支援事業でスクールバス運行管理業務委託料が6,150万円ということで、金額的に高いのではないかと質疑もあったと思う。議場の説明では、運輸局の運行管理の中での積算根拠を出されたが、例えば借り上げるバスの種類が路線バスで使われるようなバスではないところから、その分が委託料に上乗せになっているのではないかと感じる。その辺の根拠をもう少し詳しく願います。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）今回、大綱質疑等で説明させていただいたと思うが、まず積算根拠はある。その前に民間バスを委託する、そこが大前提になる。今回、スクールバス導入に当たって、例えば自前で全部そろえる、また、バスをリースして運転手を要する方法、今回、伊東市が考えている完全委託という形。そういう中で、児童を安全に伊東小学校へ送り届けて、帰りも自宅付近の降車場所まで安全に送るという使命がある。その中で市内の交通事情を熟知して、乗降バス等も、そのままバス停が使える。また、動いている中で、あつてはならないが、途中、交通事故が起きたときのフォロー体制とか、大きな地震があったとか、そういうところをいろいろ考慮すると、やはりここは民間委託でお願いしたほうがいいという選択をさせてもらう中、9月定例会において4,790万円の債務負担行為の議決をいただいて、その後、保護者のほうから旭小学校区のバスを1台増やしてくれないかというところで増大する。

変更については、12月定例会で6,150万円という債務負担を議決いただいた中で、民間バスの積算はこれまで説明させていただいたとおり、年間の想定総数とか想定運行時間数を下限の金額で、何とか民間事業者にそこら辺のところの話を詰める中でしていただいたという経緯で、今回、このような形のを新年度予算として出させていただいた。距離だと1台当たり1,300幾らという形になる。最高7台使う日もあるので、そこら辺を1つずつ、先ほど言った時間とか距離に応じて出したものがこの金額となる。

- 5番**（佐藤龍彦君）海外と違って、日本にはスクールバスという文化がなかった中で、民間事業者の活用とはあり得る話なのかなと理解した。例えば先ほど言われた事故であったり、災害があったときのフォローだと、民間事業者のほうがいろいろ熟知しているからと言われていたが、そういった中で想定されるものに対して、事業者から緊急時にはこういう行動に移るといふ覚書は提出されることになるのか。そういう策定は考えているのか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）それについては、やはり市と委託業者で細部にわたって詰める必要があると考えている。漏れなく、何かあったときの対応とか、例えばバス業者自体がそういうものをどうするかという基本的なスタンスはあると思うので、そこら辺をうまく組み合わせながら、覚書になるのか、ある程度大きなところの中で協定書を結ぶのか。そこら辺はまだ少し詰めるところがあると思うので、そこは万全を期して委託契約

を結ぶことになると思う。

○5番（佐藤龍彦君）この間ニュースにもなった、中学生が学校に侵入して先生に傷害を負わせたということの中で、いわゆる防犯ということもある。スクールバスに不審者が乗り込んでしまうことも想定されると思うが、そういった対策も考えられているのか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）まず、待っている各停留所の中では安全保安要員という形で大人を配置することになっており、一応、大人がいることになる。また、ルート自体は人通りが寂しいところではなく、ある程度人がいるようなルートを通るので、その対策等は保安要員と、あと交通指導員の方も立っていただいたり、地区の方も協力してくれるとのお話を伺っているので、そういう体制の中でこのスクールバスを運行していく。また、当初、車両内の見守り要員もつける計画であるので、そこら辺は安全第一にスクールバスを運行していきたいと考えている。

○5番（佐藤龍彦君）今、中のほうというのは、車内に同乗する誰かがいると理解していいのか。安全保安要員、議場では教育委員会のほうで人を用意するみたいな答弁だったと思うが、実際にどういう人を配置するのか。例えば交通指導員さんなんか、元警察官だったような人も中にはおられたと思うが、いわゆる防犯に適した方が配置されるのか。それとも、公募してやりたい人を募って配置するのか。その辺でまたいろいろと安全対策は変わってくると思うが、既に検討は進めているのか、それとも、まだこれからなのか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）まず、中の配置であるが、例えば子供が具合悪くなったとか、初めてのスクールバス導入であるので、最初、子供たちが遠足気分になるような形で席を立ったりということが一番危険かなと思うので、中に人を配置して、そういうものを防止するというのが役目になる。

また、教育委員会も、外の各停留所等に立つというのは、最初形をつくっていくというのが大切だと思っている。子供たちにも並び方のルールとか、来たら順序よく乗っていくとか、1列に並んでとか、飛び出し防止を含めて、そういうものをやっていく中で委託業者にそこを委託していくという考えであるので、委託業者については、専門的にいろいろとやっているようなところではないが、まずは子供たちが安全に乗れるという形をつくる。その中で運営していく形になると思うので、専門的な警備会社ではないが、委託をする中で大人の方にそこら辺を担ってもらおうという考えである。

○5番（佐藤龍彦君）業者に委託していくとのことであるが、1停留所に何人配置というのはこれからの検討なのかどうか。

業者さんも子供の扱いに慣れているという言い方は変かもしれないが、子供たちは自由なほどかわいいので、その動きによって、子供たちには集中できるが、周りに集中できなかったと

いうことになりかねないことも想定されるが、そういうところも想定しながらの検討をしているのかを聞きたい。

車内の同乗者は子供たちの体調であったり、緊急時のことを見込んでとなると、いわゆる保育になると思うが、そういった子供と接するのに慣れている方が同乗することになるのか。その辺を教えていただきたい。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）委託業者については、先ほどもお答えしたように、本当に警備会社のところではないが、やはり一定のルールに基づいて担っていただけていると思うので、その対応等については、まず教育委員会のほうでやっていく中で少し形をつくりながら、そこを引き続きやってもらう。

中の配置の方については、これはあくまでも保育というより、児童がそこで座ったり、また立つ子もいるが、それをしっかりとできるかできないかというところの観点から担ってもらうので、1から10まで全部を見る形はなかなかできない。とにかく安全を最優先に業務を担ってもらう。

- 5番（佐藤龍彦君）これは私の意見であるが、浮かれてしまう子供は一定数いると思うし、そういった子供たちを注意するときにも気をつけた言葉遣いが必要ではないかと。それは大人も子供も初めてのこととなると、どちらも緊張して、あり得ない言葉遣いであったりとか、あり得ない行動に出てしまう可能性はあるので、その辺はぜひ留意していただきたい。

バス停の件も、交通指導員さんであったり、地区の方であったりというところもあるが、PTAも通して、保護者さんでバス停までは行けるよという人は、ぜひそこまでお子さんについていってあげるような、そういった今後の取組なんかはぜひ一緒になって考えていっていただきたい。

12ページ、13ページで幼稚園のデリバリー給食である。昨年末から来年度も引き続きとなるが、5歳児の給食費無償化のために、その経費をお弁当代として補助するとのことであるが、4歳児はそのお弁当に対して幾ら払うのかということと、お弁当は毎日なのか、それとも希望した日だけなのか。

- 幼児教育課長（山下匡弘君）公立幼稚園のデリバリー給食について、4歳児は幾らかというところであるが、料金を頂くのは3歳児と4歳児になるが、従来500円を3、4、5歳児無償で実施していた。500円は高い、量も多いのではないかという声も頂いているので、5年度実施に当たっては料金及びボリュームについて、もう少し下げる形で利用者さんと協議をして、金額についてはいずれお示しいただきたいと思っている。また、お弁当は4年度と変わらず、月曜日と金曜日、週2回予定している。

- 5番（佐藤龍彦君）来年度に関しては、料金は今現在分からないということでもいいのか。それ

とも、ある程度この金額で納めて、量も含めて委託して作ってもらうのか。今の話だと進んでなさそうだったが、その辺の検討はどうなっているのか。

○**幼児教育課長**（山下匡弘君）料金、量については事業者と検討しており、もう4月になるので、その辺は保護者の方には近々お示しする予定である。

○**5番**（佐藤龍彦君）今までは1食500円だったが、それよりも低くなると理解していいのかを確認したい。

今回のデリバリー給食自体は、同じ令和4年度でお願いしていた業者さんと変わらないのか。その辺も伺う。

○**幼児教育課長**（山下匡弘君）そういうお声を頂いていたので、そういう方法で業者さんとお話しさせていただいている。

また、業者については半年間でノウハウを蓄積し、今度は料金を徴収する中での配達となるので、引き続き同じ事業者さんをお願いしたいと思っている。

○**5番**（佐藤龍彦君）説明書17ページ、青少年関係事業で、来年度は小学生の船に代わる青少年育成プログラム“みち”ということで、姉妹都市の諏訪市さんと交流機会を持とうということだと思うが、これに関しては移動手段であったりとか、交流のプログラムは既に検討が始まっているのか、これからの検討になるのか。また、小学生の船は数人の大人たちと結構年代の若い高校生が一緒に行かれていたと思うが、このみち事業に関してはどのようなになるのか。

○**生涯学習課長**（杉山宏生君）青少年育成プログラム“みち”事業についてであるが、まず、子供たちを30人募集してバスで移動する予定になっている。諏訪市の事業者との打合せは既に始めていて、職員を諏訪市に派遣して、今のところ7社程度の製造業の会社と打合せをしている。向こうの事業者さんと話をしていく中でかなり好感触を得ており、主な内容としては、議場でも答弁したとおり、セイコーさんをはじめとする会社であるが、時計づくり、バネづくりとか、スマートフォンの鋳型づくりという会社をやっているところと交渉している。

まずは子供たち30人に高校生を班に1人ずつぐらいつけるような形で、四、五名含め同伴させて、それと職員、大人、あと保険の方を含めて大体40人ぐらいで行っていたが、今回、高校生の子供たちを連れていくというところがこの事業の非常に意義あるところであるので、今回もそれをしていこうと考えている。

現地の子供たちとは、まだ交流ができるかどうか分からないが、ただ、向こうの業者さんとお話中では、ぜひ行き来するような、交換するようなプログラムに発展すれば、よりいいのではないかという話を伺っている。

○**5番**（佐藤龍彦君）小学生の船に代わる事業で、こういう小学校の地域で親元離れて冒険的なことをするのはとてもいいことだと思うし、高校生が小学生を連れていくことで責任感の育成

にもつながる。また、姉妹都市との交流。そこは現地の子供たちとの交流なんかもあれば、もっとよりよいものになるのかなと思うので、その辺も含めて進めていただければと思った。

給食に関して、今年度までは給食費を無償化。コロナの地方創生臨時交付金で無償化にしてきたが、来年度以降は小・中学校の給食が無償化であったものは元に戻していくことになっている。結構助かった家庭は多くあったと思うが、今回無償化にしなかった経緯をもう少し詳しく、本当は無償化を考えていたのか。その辺の検討はどうだったのかをお聞かせ願いたい。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）学校給食費については、基本、学校給食法において、材料費は保護者負担と決まっている。今年度は物価高騰に対する1つの経済対策支援という中で、2学期、3学期については免除させていただいた。無償化になると、やはり市全体の市民の例えば子育て世帯の話、ほかのところの部分の支援も含めて考える必要があるので、このところをまた来年度もというのがなかなか難しい状況にあるのかなと感じている。

その中で物価高騰に対するものについては市が責任持って、児童・生徒分については、そこを補填していく形になるし、また、就学援助でも先ほど言った13.何がし%の方、経済的なもので困っている方については、そこはこの制度の中で市が援助していく形になる中で、今回、給食費を頂くとなった。

- 5番**（佐藤龍彦君）いろいろ検討を重ねたということであるが、例えば一般質問で四宮議員のほうから、中学校のみでやるのもよかったのではないかとか、我孫子市さんでは、給食費の一部を保護者から頂いて、残りは市で補填するやり方を取ったということがニュースにもなっていたが、そういったところの給食費の一部徴収で残りを補填するようなところは検討されたのか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）1つの考えの中で、県内の市町の中でたしか東伊豆、河津町が一部負担、援助しているとお聞きしており、今後の検討課題になるかと思っている。今、県内で完全無償化しているのが御前崎と小山町、1市1町と伺っているので今後参考にしたり、全国的な国の動向も多分いろいろな形で変わってくる可能性もあり、この無償化というのは財源確保の問題もあるので、その辺を踏まえながら検討していきたいと考えている。

- 5番**（佐藤龍彦君）分かった。今まで無償だった給食費がまた来年度から請求が来ると親もびっくりするところはあると思うので、早めにお知らせをしていただいて備えてもらえればと思うのと同時に、今のように完全無償化もしくは一部負担をやっているところの研究をぜひ進めていただきたい。私たち会派が伺った相生市さんは、やり方は緊縮財政も含めた上で子育て支援に財源を見出していったというところはあったが、やはり子育てをしやすいまちと市長もう

たっている中では、できることをぜひ検討を進めてもらえればと思う。

最後、説明書は19ページである。新図書館建設事業に関して、来年度、建設に着工するということで、まず、どの範囲までの工事になるのか。もう少し詳しくお願いしたい。

○生涯学習課長（杉山宏生君）今回2か年の工事にわたるが、全体の工事工程としては13%から15%の進捗になるかと思っている。令和5年度については、一部の仮設工事や基礎下部である事業工事、基礎コンクリートとか基礎型枠、くいを入れるところでかなり時間が取られると考えているので、ほとんど地面の下だけの工事で終わるかなと思っている。そして、6年度が地面から上の工事となっていく。

○5番（佐藤龍彦君）既の実設計として見せられた建物の基礎の部分で、その基礎は結局上物に向けての基礎になる。これは個人的な感想でいくと、上物のデザインは変わらないのではないかといいのかどうか、1つ確認させていただきたい。温泉はどうされるのか。その辺も今何か検討されているのであれば教えてほしい。

○生涯学習課長（杉山宏生君）上物のデザインについては変更がないということでご理解いただきたい。

また、鉱泉地が2か所あるが、ともに温度が上がらないとの話であるので、これを生かすという施設もまたお金が少しかかってしまうので、鉱泉地については埋め増して手続を取りたいと思っている。

○5番（佐藤龍彦君）来年度は基礎ということで、現地を見ると、今、駐車場で使っている部分とそうではない、もう少し上がった部分があるが、上がった部分というのは、あのままの形で傾斜をつくっていくのか。それとも、一旦更地にしてしまうのか。想像ができなかったもので、その辺はどういう工事をされるのかお願いしたい。

○生涯学習課長（杉山宏生君）確かに今、健康福祉センター側の道路と、その奥のセブニーイレブン側の道路とは若干高低差がある。そこに合わせるような形になるので、基本的には1階駐車場部分は、今の健康福祉センター前の道路と同じ高さですずっといくということで、奥の道路は若干上がっているが、そこについては、2階のところにも駐車場があるので、その高さから緩やかなスロープで2階の駐車場に行く形になるので、1階のレベルからは奥の裏の道路というのは若干高さがある。そこを通り抜けることはできない。

○6番（田久保真紀君）事項別明細書266ページで学校統合通学支援事業、スクールバスのことをもう少しお尋ねする。先ほど質疑があったが、今回はリースで全部借りる形での運行ということで、ほかの方も検討したとのことであったが、例えばこちらで車両を買ってという方についても、積算して見積りを取るところまでの検討は進めているのか。

スクールバスについては国の補助金のメニューも期限があるが、そういったものの検討はさ

れなかったのか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）まず、見積りについては、いろいろとバス会社に確認する中、1台2、000万円ぐらいかかるとお話を伺っているので、それが3台、4台、プラス一斉下校のときの台数は、それを聞いた時点で実現化するのは難しいという判断をしている。そういう中で今回決定している。

ちょっと聞き取りできなかったのもう一度。

- 6番（田久保眞紀君）例えば国や県の補助金を入れられるのではないかみたいな検討があったか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）私どもも調査や確認する中で、マイクロバス等を購入した場合は600万円を限度に2分の1が出ると確認している。

- 6番（田久保眞紀君）まさにさっきの文科省の補助金を使っている自治体が多いが、やはり皆さん、どちらの市でもスクールバスの問題は急に上がってきた問題でもあって、いろいろなケースがあって、今回、私どもは見させてもらったが、例えば自治体の側で車両を購入して運行を委託する。今回の場合は車両の借上げから全てが委託の形になっていると思うが、恐らく積算すると、そういった国の文科省の補助金や、例えば宝くじの助成金とか、本市の場合、まさに競輪事業の繰出金なんかもこれに当たるのかと思うが、こちらで車両を用意して、運行については地元のノウハウのある、例えばタクシー業者さん、バス業者さんに見積りを取って運行させるというのは、恐らくコスト的には一番圧縮する形で実現できるのかなと思う。

あとは公共交通の中に組み入れて、要するに通学の時間帯だけは完全に子供たちに貸切りという形を取って、それ以外の時間帯は地域のコミュニティバス、巡回バスとして運行しているという市町の事例もあった。今回、スケジュール的にも急だったのかなというところもあるが、取りあえず目前に迫っているので、この形でスタートにはなると思うが、今後ブラッシュアップとか、いろいろなよりよい形を見ていく予定があるかが1つ。

それと全てではないが、その辺を非常に分かりやすい資料にまとめて、どれぐらいの費用の差があるのか。確かに安ければいいという問題ではないので、メリット、デメリットみたいなものを全て出した形で資料にまとめてホームページ上で公開している市町もあった。非常によくできていると思ったが、そういったもので、今後、やはりちょっと高いのではないかという声は私の耳にも届いているので、私のように子供がいない世代にも理解していただくためにも、そういった広報は必要ではないかと思うが、そのようなお考えについてはどうか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）今、委員さんがいろいろとおっしゃってくれたところについては、まず時間的な余裕がないというのが一番大きなところになるが、今後、児童数も減っていく見込みがあるので、まずはこういう形でやらせていただく中で、

今後どういう形が一番いいのかは当然検討したり、実際にパターンを考えたりということはしていき考える。その中で当然税金を使うことになるので、安くて安全な方法が取れるのが一番いいと思っているので、そういう形は今後やっていく中で十分検討していく。

また、どういう積算が一番いいかという市民の方への出し方については、多分、感覚の中では高いかなというところもあると思うので、そこら辺は今後市民にどういうふうに知らせていこうかというのは検討課題とさせていただければと思っている。

○6番（田久保眞紀君）今から車両の購入等ほとんどなく時間がないからというのはもちろんであるが、国のほうでいろいろなメニューの補助金が出ているので、ぜひ活用を今後も検討して、運営する交通会社に図っていった上で、他の市町では高齢者のバスとの複合や送迎バスとの複合等、いろいろなパターンを試行錯誤している。教育部だけでは難しいところもあるが、課をまたいで研究会や勉強会のようなものを開いて、検討しているところを市民に見せてもらえるとありがたいと思うが、その辺はいかがか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）そこら辺も検討の課題になると思うので、どういう形でできるのかできないのか、そこら辺のところから考えていきたいと思っている。

○6番（田久保眞紀君）新図書館のことをもう1点だけ確認したい。説明書で19ページ、1点だけ伺いたい。ある程度建設が大詰めになってきており、その中で、要するにここのフロアには何人ぐらい必要とか、逆を言えば、ここのフロアには何人ぐらいでないと回していけないから、建設をこういう形にしよう等で、もちろん大まかだとは思いますが、人数の配置の見込みをある程度立てた上で建築に入るのか、それとも、全部出来上がってからここに何人必要となるのか。

○生涯学習課長（杉山宏生君）職員の配置は、議場でも説明したとおり、2階と3階と5階がお客様がメインに入るフロアになり、そこには常時1人が絶対必要で、1階にも予約本を受け取るコーナーや、カフェはこちらでは見ていないが、バックヤードに入る人間が要るのでそこも1人、あとは4階が職員等が働く部屋あるいは閉架の書庫になり、そちらに電話対応や事務の人間が12人程度。各フロアに1人では当初は絶対に不可能と考えているので、ヘルプに入る要員等も考えている。土日、あるいは平日にも違うと思うが、平均的に見るとここが12人程度で、合わせて16人を見る形で考えている。

基本的には開館が9時から21時までを考えているので、前半シフトと後半シフトのような形を、それぞれが例えばカウンターにずっといるのではなく、バックヤードに入ったり、カウンターに入るシフトを、重岡議員の一般質問時の資料の表にもあったが、ああいうような形で回転させることを考えておくと、大体平均それぐらいの人数で何とかぎりぎりいけると思っ

いる。そのような配置で考えてはいる。

○3番（杉本憲也君）まとめて質疑をしたいと思う。

まず事項別明細書264ページと268ページに小学校、中学校の修繕費が計上されているが、用途については結構であるが、小学校は減額に、中学校では同額での計上になっている。小・中学校は老朽化が進んでいるので修繕の需要は高いと思う中でこういった予算計上になったことについて、さきの大綱質疑で私が質疑したところ、予算の枠配分の仕組みがこの予算計上の仕方に影響を及ぼしたとらんでいるが、その点を伺いたい。

同じく266ページと270ページに小・中学校それぞれ新規計上として廃棄物処理委託料が計上されているが、こちらの内容を伺いたい。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）まず小・中学校の修繕料の減額は、統合によって2校学校が減るのでその分が若干減額となっているが、総体的には1校分のところで増額している形になる。

廃棄物処理委託料は、東、南、旭小学校、中学校では宇佐美中、対島中、門野中に保管されている低濃度PCBが、令和8年度末で国から処理しなければいけない形になっているので、今学校に置かれているトランスやコンデンサーを処理するため、先行してなるべく早く処理したい中で新年度予算に計上している。

○3番（杉本憲也君）事情は分かった。修繕費は統合分が減ったということであるが、予算編成上の話になるが、財政部門からある程度提示された上限枠の修繕費に対して、今回それから増えたのか減ったのか、そのあたりはいかがか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）枠配当金は減っていない。減ったものは、各学校からのいろいろな要望を毎年要望に応じて予算計上をする必要があるが、2校減ったところもあり、その分が減額になった。

○3番（杉本憲也君）やりくりの中で必要性があったが、やむなくのところもある中では、枠配分は見直す必要が若干あるところは示しておく。

次は、その3の12ページ、八幡野幼稚園で給食が始まるが、こちらは外部委託ではなく自校調理だったはずなので、職員が市が買った車を使って配送をしていくところの人員体制を含めた運行の様子を教えていただきたい。

○幼児教育課長（山下匡弘君）八幡野幼稚園の給食の運行体制は、用務員として当初は再任用の方を予定していたが、配分がないとのことで、会計年度任用職員を2人雇用する予定である。その方が通常最初に幼稚園へ来て用務員業務を行い、八幡野小学校で給食ができたときに、新たに購入した配送車を運転し取りに行き、給食を食缶ごと預かり八幡野幼稚園に戻り、予備室の一角で配膳を行い給食を分け、終了後に食器、食缶などをまた配送車で八幡野小学校に届け

る運行予定になっている。

- **3番**（杉本憲也君）用務員として雇っていくが、保育園の場合は、たしか調理に携わる方と用務員は別々でないとよろしくないことで、幼稚園はその点は問題はないのか。
- **幼児教育課長**（山下匡弘君）用務員といっても、例えばトイレ等の清掃に携わるのは不適切であり、あくまで用務員としては、調理部分でいくと配送をメインにするので、あまり衛生管理に関わる用務には携わらない予定になっている。
- **教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）調理場のところにも関係すると思うので、私からも。八幡野小学校の調理場を使って調理をする。調理は調理員が行うことになるので、幼児教育課長が答えている方は一切調理はしない形になる。
- **3番**（杉本憲也君）調理には携わらないが、配送等で、食品には容器の上から触ることはあるので、衛生管理は慎重に願いたい。

次は、その3の17ページは教育分野の子育ての親を対象とした事業であるが、伊東市は健康福祉部の事業をはじめ子育て世帯を対象とした事業を多くやっている。先日もあったが、子育て支援課のいで湯型デイサービスと幼児教育課のあかちゃんひろばは、ターゲットが似たようなところが同じ日に開催されて本当にもったいないと思ったことがある。同じ層をターゲットにした事業について、各課の間で日程調整がある程度必要と思うが、来年度の日程について、これらの事業の調整はどういう形になっているのか。

- **幼児教育課長**（山下匡弘君）あかちゃんひろばは、伊東市公立幼稚園委員会、子育て支援機能を持った園が集まって保健福祉センターで実施していた。その中で、それぞれの園の都合がよい時期を見計らって開催するのが今回はぶつかってしまったところがあるので、日程調整に当たっては、他にも同様の対象者、同様のイベントがないかを一つ判断基準に加えて日程の決定等をするように働きかけていきたい。
- **子育て支援課長**（石井弘樹君）私どもの事業についても、たまたま今年度の事業はいで湯型デイサービス事業と幼児教育課のあかちゃん事業が同じだったことがある。私どもの事業も極力横断的な情報を交換する中で見ていきたいと思っているが、施設側の条件もあるところも認識していただいた中でこれからも取り組んでいきたいと思う。
- **生涯学習課長**（杉山宏生君）17ページの楽しく学ぶ子育て講座の質疑だと思うが、楽しく学ぶ子育て講座はまだ来年度の日程は決まっていないので、委員の指摘があったように、日程を調整する中で決定していきたいと考えている。
- **3番**（杉本憲也君）ぜひともそこはお願いして、事業効果を最大限に発揮していただきたいとともに、内容についても、各課が単独でやるよりも、今答弁の3課が連携を図った中で、横断的な深みのある事業展開が子育て支援、教育では重要と思うので、ぜひそういった連携を図っ

た中でブラッシュアップして事業全体を再度よりよいものにしていただきたい。

図書館の関係で286ページ、いよいよ新図書館の建設が始まる中で、今の図書館から新図書館に徐々にスライドをさせていく準備を始めなければいけない時期に来ている観点から、286ページの新刊情報データシステム、機械器具借上料、要するにリース料について、これも一定程度期間や更新期限があるが、新図書館建設を見越した中で、現行の図書館システムや機械器具のリースの契約期間等の調整、新システム移行の準備のための予算、スケジュール等はどういう形になっているのかと、同じく図書等展示委託料に関して、新図書館への市民への関心を高めるために、次年度は新図書館に関する展示等を今の図書館の中で行っていくのかを伺いたい。

- 生涯学習課長（杉山宏生君）新刊情報データシステムは、現行の図書館の中でも必要な経費であるため、特に新図書館であるからという経費ではないが、現在使っているシステムが、リース期間がぎりぎりのところに来ているので、新図書館のシステム変更を6年度中に図らなければいけないと考えている。それに合わせるまでは頑張ってもらおうと思っており、そのときにシステムを変更するとともに、今、電子図書館、電子書籍を見込んでいるが、どのシステムを選ぶかによって電子書籍のフォーマット自体も変わってくるので、その辺は今後慎重に見極めていきたい。

展示の話があったが、新図書館の設計業者が3月上旬まで、東京の原宿、表参道のほうで、有名な建築家が集まるギャラリー等で伊東市の新図書館の模型を展示していただいていたが、それらをまた今後、来年度に、市民により分かっていただくために、設計業者に時間を調整していただいて、説明の時間を設けたいと今考えている。

- 3番（杉本憲也君）結構先のような間に来るので、些細なことかもしれないが、適切に予算執行して、無駄な出費がないように注意願いたい。

286ページの図書購入費に関して、非常に多くの書籍が新図書館に必要な中でそろそろ準備が必要なところで、新図書館を見据えて蔵書を増やしていく必要性の観点から、図書購入の方針、併せて、290ページにある文化財管理事業でもデジタル化を前にやっていることもあるので、そうした中で、まちのミュージアムにとって必要な資料に関するデジタル化の進捗状況は次年度はどういった形で進んでいくのかということと、最後になるが、新図書館の建設事業について、建設費等は先ほど来ずっと答弁があるが、実際に図書館建設に当たって、1から10まで全部足すとどうなるかで、土地の取得から完成するまでの間にいろいろな手続を踏むと思うが、それを見ると総額で幾らかかる見込みなのか、分かる範囲で結構なので答弁願いたい。

- 生涯学習課長（杉山宏生君）図書の購入方針は、新図書館が約30万冊を収蔵できるが、現行

は20万冊ぐらいの収蔵である。10万冊ぐらい本を増やせるが、来年度から図書を購入しようと思ったが、図書を購入した場合に図書を置いておく場所がない。図書を置いておく場所のために倉庫を借りてその維持を図らなければならないなどの問題から、令和5年度に購入は見送って、令和6年度に購入することを考えている。ただ、一遍に10万冊の本を買っても、同じときの本がそろそろことになってしまうので、段階的に本を増やしていく形を今のところ考えており、今のところは令和6年度中に5万冊程度を買って、25万冊程度の収容の中から次第に26万冊、27万冊と増やしていくことを考えている。

あわせて、まちのミュージアムの部分で、デジタル化もそうであるが、デジタル化がない、いわゆる古文書等の書籍の扱いもまだ完全に切り切れていないが、その分も含めてスペースについては少し余裕を持たせていこうと思っている。

先ほど私はシステムのところで電子書籍と言ったが、システムに大きく影響するのはICタグであり、訂正させていただく。システムによってICタグのフォーマットがすごく影響を受ける。今のところはかなり広範囲に反応してくれるICタグ、例に出すとユニクロのぽんと置くような、範囲が広くても反応するICタグを考えているが、システムとICタグは連動する。

デジタル化についてもフォーマットをかなり要求するので、今年は絵はがきやパンフレット、観光ガイド等2,000点程度をデジタル化している。それを今度またフォーマットを新たに電子用に変えていく作業が今後必要になると思う。あわせて、今学校を統合する中で、西小や旭小、東小の資料をこちらで預かる手続を今取っており、それらのデジタル化も今後進めていく必要があると考えている。文化財のデジタル化も含めてそのような状況で進めている。

総額のことは、土地価格が2億5,000万円と聞いており、土地購入価格から始めると、27年に土地を購入して、29年に文化ホールと図書館の整備の方向性でコンサルの業者に290万円程度、30年に図書館と文化ホールに向けた取組、ここの中で文化ホールと図書館を分ける方針が決まった。その後、基本構想、基本計画、基本設計等を含めて、現在までのところ、令和6年度の建設費、備品代を議場のほうで3億円から4億円と言ったが、間を取って3億5,000万円程度、そして運営準備委託を1億3,000万円程度と考えると、全てで4億5,000万円ぐらいと数字をはじいている。

○3番（杉本憲也君）4億5,000万円、伊東市ではかなり大きな金額が動くのに、これは有効活用していただく必要は当然あるかと思うが、最後に、答弁の中で、今20万冊あって、ICタグが変わるということであるが、20万冊のICタグの付け替え、新規に設置というのは、どういうスケジュールでやられているのか。

○生涯学習課長（杉山宏生君）現行の図書にICタグがあるので、上から貼り付けるという形になると思うが、6年度の秋ぐらいから閉館になるかと思っているが、6年度の途中から7年度

の7月のオープンまでに、それを全部貼り替えるという形を考えている。細かいスケジュール等はまだ考えていない。

- 3番（杉本憲也君）20万冊は莫大な数になると思うので、ぜひとも早めにやっていただく一方で、令和6年の秋に一度閉館をするということも早めに市民の方に周知をお願いします。

私はこれで終わると言ったが、1点だけ聞き漏れがあり、最後に296ページの学校給食費の人件費についてであるが、人数が令和4年と令和5年で9人と同じ説明であったが、昨年度より739万2,000円減額している要因について伺って終わりたいと思う。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）人件費の減額については、調理員が1人、今年度末で退職になって、再任用になる。その減額分である。また、栄養士1人が今年度、産休から育児休業になっているので、令和5年度はそこら辺のものがなくなるので減額である。給料の一般職給期末手当などの職員手当と共済費の減額分を合わせると739万2,000円が大きな要因となっている。

- 3番（杉本憲也君）確認であるが、対象となる人数は令和4年度当初予算と令和5年度当初予算は違うのか、同じなのか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）これは先ほど委員が言ったように、令和4年度も9人、令和5年度も9人という中での予算を算出している。

- 委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

- 5番（佐藤龍彦君）ただいま議題となっている令和5年度一般会計予算所管部分に対して、私は賛成の立場から討論する。

様々、子育て支援であったり、それに附随して定住を促す支援策、また生活保護受給世帯に対しても手厚い支援を行っていたりと感じた。就学援助も年々子供数は減る一方で、近年では物価高騰、さらにはコロナに合わせて仕事を失ってしまった家庭もある中で、こういった子供たちが学習する機会均等を与えていく中では、大変な支援策を盛り込んでやっていただいていると感じた。

しかし、スクールバスも運行をまずしていくことが重要だと言っていて、そこは私も賛成するところではあるが、費用面ではもう少しいろいろと検討を重ねられたほうがよかったのではないかとこのところも踏まえて、今後、先ほど田久保委員も言われたように、ブラッシュアップも考えながら、事業を進めていただければと思う。

- 6番（田久保眞紀君）令和5年度一般会計予算所管部分について、賛成の立場であるが、1点、

意見を付す。

学校統合通学支援事業、スクールバスの問題について、運行については賛成であるし、安全に運行しなければいけないのは第一であるが、やはりほかの部分の積算がない、つまりプランが立って、比較、この場合が幾ら、この場合が幾らというのをちゃんと市民の方に示した上で、値段がかかっても、こちらのほうがいと納得のいく資料は必要である。私たち議員も、賛成、反対を考えると、それが必要であったのではないかと考える。時間がないという話があったので、今回はこのような形のスタートになるが、公共交通を望む声は、子供たちだけではなくて、いろいろな方も多くて、中には子供たちだけしか乗れないのかという残念な声も上がってくる可能性もあるので、今後を含めてぜひ前向きな検討を進めていただいて、ブラッシュアップをしていただきたいと思います。賛成とする。

○委員長（中島弘道君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第54号歳出中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第8、令和5年度における常任福祉文教委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

資料配付のため、暫時休憩する。

午後 4時45分休憩

午後 4時45分再開

○委員長（中島弘道君）休憩前に引き続き、会議を開く。

お諮りする。本委員会においては、1、福祉行政及び介護保険に関すること、2、学校教育行政及び社会教育行政に関すること、3、保健行政に関すること、4、病院事業に関すること、以上4件の所管事務について、令和5年度中継続調査を行うこととし、議長に申出をしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）以上をもって日程全部を終了した。

5番 佐藤委員は、市議35号について少数意見を留保するか。

○5番（佐藤龍彦君）留保する。

○委員長（中島弘道君）委員会審査報告の案文については、正副委員長にご一任願う。

○委員長（中島弘道君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○閉会日時 令和5年3月9日（木）午後4時47分（会議時間5時間20分）

以上の記録を認める。

令和5年3月9日

委員長 中 島 弘 道